

《研究ノート》

19世紀ザクセンの土地制度 (1)

——バウツェン県を中心に——

松 尾 展 成
(岡山大学名誉教授)

第1節 1870年代の騎士農場

19世紀中葉の騎士農場に関する前稿⁽¹⁾に続いて、本稿は先ず1870年代の騎士農場を検討する。

前稿第1表－第4表の基礎となった全国検地から約四半世紀後の1877年に、地租単位120以上の農用地が調査された。その結果の中から、県別数値のみが示されている、騎士農場の数とその地租単位合計を取り出したものが、第6表（便宜上、前稿と通し番号とした）である⁽²⁾。その場合、原表の61階層を前稿第2表と同じ3階層に集約した。すなわち、農用地の地租単位が（i）は3,000以下、（ii）は3,000－7,500、（iii）は7,500以上である。また、地租単位合計は1,000単位 of 四捨五入値を表示した（百分率も四捨五入値）。

第6表において、騎士農場数が第2表といくらか異なるので、その構成比のみを見ると、B県は3区分の全てで第2表の比率と同じであった。しかし、本領3県では（iii）の比率がいずれも低くなった。それと同時に、D県では（ii）と（i）が高まった。L県では（ii）が高まり、（i）が低くなった。Z県では（ii）も低くなり、（i）のみが高まった。このように4県の数値は変動したけれども、依然としてB県の（i）と（ii）の構成比は王国平均よりも高く、（iii）のそれは低かった。B県では、本表の区分による小規模および中規模騎士農場が多く、大規模騎士農場が少なかったわけである。

地租単位合計の構成比を見ると、本領3県では（iii）の比率が第2表よりも低くなり、（ii）が高まった。また、（i）はD県とZ県で高まり、L県では同じであった。B県では（i）の比率は第2表と同じであるが、（ii）と（iii）は高まった。それにも拘わらず、B県の（i）と（ii）は王国平均よりも高く、（iii）は低かった。

第6表 騎士農場の数と地租単位合計の分布（県別、1877年）

県	騎士農場数								地租単位合計							
	(i)	(ii)	(iii)	計	(i)	(ii)	(iii)	計	(i)	(ii)	(iii)	計	(i)	(ii)	(iii)	計
D県	54 (25%)	116 (55%)	42 (20%)	212 (100%)	22%	24%	17%	22%	103 (9%)	583 (51%)	454 (40%)	1,141 (100%)	23%	24%	15%	19%
L県	31 (11%)	138 (48%)	119 (41%)	288 (100%)	13%	29%	49%	30%	64 (3%)	723 (32%)	1,500 (66%)	2,288 (100%)	14%	30%	49%	39%
Z県	80 (38%)	95 (45%)	35 (17%)	210 (100%)	33%	20%	14%	22%	141 (13%)	444 (42%)	469 (44%)	1,054 (100%)	31%	19%	15%	18%
B県	79 (31%)	130 (51%)	47 (18%)	256 (100%)	32%	27%	19%	27%	148 (10%)	637 (45%)	645 (45%)	1,430 (100%)	32%	27%	21%	24%
王国	244 (25%)	479 (50%)	243 (25%)	966 (100%)	100%	100%	100%	100%	456 (8%)	2,387 (40%)	3,068 (52%)	5,913 (100%)	100%	100%	100%	100%

1877年の調査結果のうち税務区別数値の一つが第7表⁽³⁾である。1876年以後は税務大区の領域は県と、税務区は郡と、重なっていたから、本表は税務大区を県、税務区を郡、と見なし、郡は県内でアルファベッ

ト順に並び替えた（本表のツヴィカウ郡はシェンブルク家協定所領を含む）。原表は、農用地である保有地52,332の統計である⁽⁴⁾。しかし、本統計を作成したV. ベーメルトは、同時に調査対象を土地保有者52,332（人）とも記している⁽⁵⁾。そのために、以下では、場合によって、保有地ではなく、土地保有者、そして、それが農村の保有地である場合には、農民、と表現する。

第7表で（a）は地租単位120以上保有地の合計数、（b）はその地租単位合計の対王国合計比である。なお、王国合計は29,325,983である。（c）は騎士農場数、（d）は騎士農場の地租単位合計である。（e）は騎士農場の平均地租単位、すなわち、（d）/（c）で、（f）は農民地数、（g）は農民地の地租単位合計である。（h）は農民地の平均地租単位、（g）/（f）で、（j）は1騎士農場当たりの農民地の地租単位合計、すなわち、（g）/（c）である。（k）は、農民地の地租単位合計に対する、騎士農場の地租単位合計の比率、すなわち、（g）/（d）である。（a）、（c）、（d）、（f）と（g）の〔%〕は当該項目の対王国合計比で、（e）、（h）と（j）の（%）は当該項目の王国平均との比較である。郡・県名、（d）と（g）、の下段の〈%〉は、郡あるいは県の地租単位合計に占める都市保有地、騎士農場および農民地の比率である。

第7表によれば、騎士農場数の対王国合計比（c）は、D県とZ県では総面積の対王国合計比①（後出第10表（f））よりも小さく、L県では大きく（1.3倍）、B県では極めて大きかった（1.6倍）。（c）が①よりも大きい郡は、D県に1、L県に5、Z県に3、計9郡あり、B県では、ツィタウを除く3郡がそうであった。これら12郡のうち、10郡では（c）は①の2倍以下（最高のライプツィヒ郡で1.8倍）であったが、パウツェン郡とレーバウ郡では（c）が①の2倍を超えていた。両郡における騎士農場の密集が明白であった。

（c）の〔%〕が地租単位合計の対王国合計比（b）よりも高い県は、B県のみであり、しかも、ここでは（c）は（b）の2倍に近かった。そのB県の3郡では（c）が（b）のほぼ2倍か、2倍以上であったが、ツィタウ郡のみでは（c）は（b）の6割余りであった。本領3県で（c）が（b）よりも高い郡は、L県に1、Z県に3、計4郡あったけれども、これらのうち3郡では（c）は（b）の2倍以下であり、アウアーバハ郡のみで（b）の2倍余りであった。

各県の地租単位合計に占める騎士農場のその比率（d）は、D県とZ県で15%、L県で22%、B県で32%（20%の王国の1.6倍）であった。（d）を郡で見ると、①3-10%が6郡（Z県に4、D県とL県に各1）、②11-20%が7郡（D県に4、Z県に2、L県に1）、③21-30%が10郡（L県に4、Z県に3、B県に2、D県に1）、④35-39%が2郡（B県）であった。D県には、騎士農場の地位がかなり低い②が多く、L県には、騎士農場の地位がかなり高い③が多かった。Z県には、騎士農場の地位が極めて低い①が多いが、③もあった。同県には騎士農場の地位が低い郡とかなり高い郡が併存していたわけである。B県には、騎士農場の地位が極めて高い④（パウツェンとレーバウ）と、かなり高い郡③（カーメンツとツィタウ）が併存していた。B県で最も低いツィタウ郡（22%）よりも高い郡は、本領3県には7郡のみで、その最高はブラウエン郡の29%であった。

騎士農場の平均地租単位（e）は王国平均よりもL県のみで高く、他の3県では低かった。B県は91%で、82-88%のD県とZ県よりも高かった。（e）が王国平均よりも高い郡は、L県の5、Z県の3、B県のツィタウ、計9郡であった。地力の高い騎士農場は、Z県、特にL県、に多かったわけである。Z県には、（e）が王国平均の僅か32-55%を示す郡もあったので、同県内の騎士農場の地力には大差があった。B県でも、同比率が66%（県内の最低値）のカーメンツ郡に対してツィタウ郡は177%（王国の最高値）であったので、同県内の騎士農場の地力にも大差があった。

1騎士農場当たりの農民地の地租単位合計（j）を王国平均と比較すると、本領3県ではその数値が100%を超えていたけれども、B県では僅か48%であった。本領3県には、この数値が100%以上の郡が多く、100%以下の郡はD県に1、L県に2、Z県に4、計7郡のみであった。B県では、ツィタウ郡を除く3郡

第7表 騎士農場と農民地の地租単位合計の対比（郡別，1877年）

郡	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(j)	(k)
Dip (11%)	1,861 [3.5%]	2.8%	16 [1.7%]	88,300 [1.5%] (3%)	5,519 (90%)	1,769 [3.7%]	699,804 [3.2%] (86%)	396 (86%)	43,738 (193%)	13%
Dre (4%)	2,125 [4.1%]	3.5%	25 [2.6%]	109,202 [1.8%] (11%)	4,368 (71%)	2,007 [4.2%]	871,143 [4.0%] (86%)	434 (94%)	34,846 (54%)	13%
Fre (4%)	2,068 [4.0%]	3.7%	27 [2.6%]	156,979 [2.7%] (14%)	5,814 (95%)	1,951 [4.1%]	883,218 [4.0%] (82%)	453 (98%)	32,712 (145%)	18%
Gron (2%)	2,130 [4.1%]	3.4%	50 [5.2%]	225,517 [3.8%] (23%)	4,510 (74%)	2,015 [4.3%]	758,522 [3.5%] (76%)	376 (81%)	15,170 (67%)	30%
Mei (2%)	2,730 [5.2%]	7.3%	60 [6.2%]	356,883 [6.0%] (17%)	5,948 (97%)	2,587 [5.5%]	1,753,840 [8.0%] (82%)	679 (147%)	29,231 (129%)	20%
Pir (7%)	2,726 [5.2%]	4.8%	34 [3.5%]	204,003 [3.5%] (14%)	6,000 (98%)	2,455 [5.2%]	1,110,887 [5.1%] (79%)	452 (98%)	32,673 (144%)	18%
D県 (3%)	13,640 [26%]	26%	212 [22%]	1,140,885 [19%] (15%)	5,382 (88%)	12,784 [27%]	6,076,914 [28%] (81%)	475 (103%)	28,665 (127%)	19%
Bor (19%)	3,104 [5.9%]	6.2%	60 [6.2%]	451,978 [7.6%] (25%)	7,533 (123%)	2,665 [5.6%]	1,231,239 [5.6%] (68%)	462 (100%)	20,521 (91%)	37%
Dob (4%)	2,445 [4.7%]	5.6%	48 [5.0%]	243,008 [4.1%] (15%)	5,063 (83%)	2,194 [4.6%]	1,322,403 [6.0%] (81%)	603 (131%)	27,550 (122%)	18%
Gri (6%)	3,170 [6.1%]	7.6%	58 [6.0%]	609,701 [10.3%] (28%)	10,512 (172%)	2,841 [6.0%]	1,471,245 [6.7%] (66%)	518 (112%)	25,366 (112%)	41%
Leip (8%)	2,225 [4.3%]	6.8%	58 [6.0%]	501,092 [8.5%] (25%)	8,640 (141%)	1,972 [4.2%]	1,343,327 [6.1%] (67%)	630 (136%)	21,437 (95%)	37%
Osc (6%)	1,906 [3.6%]	5.0%	43 [4.5%]	351,089 [5.9%] (24%)	8,165 (133%)	1,668 [3.5%]	1,025,665 [4.7%] (70%)	615 (133%)	23,853 (105%)	34%
Roc (4%)	2,526 [4.8%]	4.5%	21 [2.2%]	130,949 [2.2%] (10%)	6,236 (102%)	2,350 [5.0%]	1,125,617 [5.1%] (86%)	479 (104%)	53,601 (237%)	12%
L県 (6%)	15,376 [26%]	36%	288 [30%]	2,287,817 [39%] (22%)	7,944 (130%)	13,690 [29%]	7,519,496 [34%] (72%)	549 (119%)	26,109 (115%)	30%
Ann (19%)	1,149 [2.2%]	1.3%	7 [0.7%]	29,443 [0.5%] (8%)	4,206 (69%)	916 [1.9%]	283,208 [1.3%] (74%)	309 (67%)	40,458 (179%)	10%
Aue (5%)	917 [1.8%]	1.2%	25 [2.6%]	74,148 [1.3%] (21%)	2,966 (48%)	814 [1.7%]	225,569 [1.2%] (73%)	310 (67%)	10,103 (45%)	29%
Che (5%)	2,253 [4.3%]	4.0%	13 [1.3%]	88,439 [1.5%] (8%)	6,803 (111%)	2,110 [4.5%]	1,019,730 [4.7%] (88%)	483 (105%)	78,441 (347%)	9%
Flö (4%)	1,429 [2.7%]	2.8%	10 [1.0%]	82,693 [1.4%] (10%)	8,269 (135%)	1,306 [2.8%]	700,713 [3.2%] (86%)	537 (116%)	70,071 (310%)	12%
Mar (11%)	1,091 [2.1%]	1.4%	15 [1.6%]	61,539 [1.0%] (15%)	4,103 (67%)	916 [1.9%]	309,876 [1.4%] (74%)	338 (73%)	20,658 (91%)	20%
Oel (6%)	1,393 [2.7%]	1.6%	34 [3.5%]	115,238 [1.9%] (24%)	3,389 (55%)	1,258 [2.7%]	325,958 [1.5%] (69%)	259 (56%)	9,587 (42%)	35%
Pla (5%)	1,900 [3.6%]	2.9%	55 [5.7%]	246,626 [4.2%] (29%)	4,484 (73%)	1,681 [3.5%]	559,651 [2.6%] (66%)	333 (72%)	10,175 (45%)	44%
Schw (20%)	726 [1.4%]	0.9%	7 [0.7%]	13,647 [0.2%] (5%)	1,950 (32%)	555 [0.1%]	191,424 [0.9%] (75%)	345 (75%)	27,346 (121%)	7%
Zwi (6%)	4,785 [9.1%]	7.9%	44 [4.6%]	342,219 [5.8%] (15%)	7,778 (127%)	4,334 [9.2%]	1,817,988 [8.3%] (79%)	419 (91%)	41,318 (183%)	19%
Z県 (7%)	15,643 [30%]	24%	210 [22%]	1,053,992 [18%] (15%)	5,019 (82%)	13,893 [29%]	5,461,116 [25%] (78%)	393 (85%)	26,005 (115%)	19%
Bau (3%)	2,931 [5.6%]	5.5%	120 [12.4%]	636,474 [10.8%] (39%)	5,304 (87%)	2,676 [5.6%]	939,327 [4.3%] (58%)	351 (76%)	7,828 (35%)	68%
Kam (2%)	1,550 [3.0%]	2.4%	48 [5.0%]	194,420 [3.3%] (28%)	4,050 (66%)	1,435 [3.0%]	496,145 [2.3%] (70%)	347 (75%)	10,336 (46%)	39%
Lob (5%)	1,762 [3.4%]	3.8%	68 [7.0%]	382,028 [6.5%] (35%)	5,618 (92%)	1,595 [3.3%]	664,584 [3.0%] (60%)	417 (90%)	9,773 (43%)	57%
Zit (6%)	1,430 [2.7%]	3.4%	20 [2.1%]	217,195 [3.7%] (22%)	10,860 (177%)	1,293 [2.7%]	701,891 [3.2%] (71%)	543 (118%)	35,095 (155%)	31%
B県 (6%)	7,673 [15%]	15%	256 [27%]	1,430,117 [24%] (32%)	5,586 (91%)	6,999 [15%]	2,801,947 [13%] (63%)	400 (87%)	10,945 (48%)	51%
王国 (5%)	52,332 [100%]	100%	966 [100%]	5,912,811 [100%] (20%)	6,121 (100%)	47,366 [100%]	21,859,473 [100%] (75%)	462 (100%)	22,629 (100%)	27%

が100%以下であり、パウツェン郡の35%は王国で最低であった。この数値がB県カーメンツ郡の46%よりも低い郡は、本領3県では42%のエルスニツおよび45%のアウアーバハとプラウエン、計3郡のみであった。ツィタウ郡は、この数値がB県の中で飛び抜けて高く、155%であるが、この数値よりも高い郡は、本領3県では5郡のみであった。

各県の農民地の地租単位合計 (g) に対する、騎士農場のそれ (d) の比率 (k) は、D県とZ県の19%、L県の30%に対して、B県では51% (王国27%の1.9倍) であった。B県におけるこの比率の高さが際立っていた。(k) が特に低い郡は、シュヴァルツェンベルク7%、ケムニツ9%、アナベルク10%、ディッポルディスヴァルデ、ドレーズデン、ロホリツとフレーアの4郡12-13%であった。それに対して、B県のパウツェン郡は68%、レーバウ郡は57%、カーメンツ郡は39%、ツィタウ郡は31%であった。(k) がB県で最低のツィタウ郡の比率、31%を上回る郡は、本領3県ではZ県のプラウエン郡の44%とエルスニツ郡の35%、それに、L県の4郡、34-41%、計6郡のみであった。

以上の諸指標はB県とその諸郡における騎士農場の密集と農民地に対する優位を示している。ただし、同県の中でツィタウ郡は、他の3郡とは異なる傾向を示す場合が多かった。すなわち、ツィタウ郡では騎士農場の地位が他の3郡よりもかなり低かった。

1877年の地租単位調査結果は、保有地を居住地別に都市、農村と騎士農場に3区分した保有規模別構成(県別)としても公表された。それが第8表⁽⁶⁾である。その場合、3区分保有地の全てを簡潔に表示するために、地租単位階層を第2表と第6表のそれから変更した。すなわち、地租単位が120-500を(i)、500-1,000を(ii)、1,000-2,000を(iii)、2,000-10,000を(iv)、10,000以上を(v)、の5階層とした。また、地租単位合計は10,000単位の四捨五入値で表示した。さらに、農村と計については[%]を、騎士農場については{|%|}を、都市については(%)を、対王国合計比とした。ペーメルトによれば、(iii)は小規模、(iv)は一般的、(v)は大規模、騎士農場であった⁽⁷⁾。(iv)は中規模と見なそう。

第8表で騎士農場数の構成比を見ると、本表の区分による大規模騎士農場(v)の比率は、B県、Z県とD県が近似的で(8-10%)、L県の同比率のみは最も高く、他の3県の2倍以上であった(22%)。本表の中規模騎士農場(iv)の比率は4県ともに比較的近似しており(70-78%)、本表の小規模騎士農場(iii)の比率はL県で極めて低く(3%)、他の3県では比較的近似して(12-14%)、L県の4倍以上であった。また、各層の対王国合計比を見ると、L県は(v)で過半を占め、(iv)でも比率が最も高く、(iii)では最も低かった。したがって、L県の騎士農場の規模は概して大きかった。それに対して、他の3県の構成比は相似的であった。なお、本表の矮小規模騎士農場(ii)と本表の極小規模騎士農場(i)は、極めて少数であったから、無視しよう。

騎士農場の地租単位合計の構成比では、(v)の比率はL県の44%が最も高く、L県の(v)の地租単位合計は王国全体の(v)の50%を占めていた。(v)の比率はD県が21%で、最も低かった。(iv)の比率は、(v)の比率とは逆に、D県の75%が最も高く、L県の55%が最も低かった。このように、L県における騎士農場の地租単位合計は、数において96%を占める(v)と(iv)によって、ほぼ独占されていた(99%)。他の3県でも事情はほぼ同じで、騎士農場数において12-14%を占めた、(iii)の比率は地租単位合計では5%に達しなかった。

王国の騎士農場総数に占める、各県の騎士農場の比率は、王国の保有地総数に占める、各県のその比率よりもD県とZ県で僅かに低く、L県で僅かに高く、B県で2倍に近いほど高かった。これはB県における騎士農場の密集を示していた。また、騎士農場の地租単位王国合計に占める、各県のその比率は、全保有地の地租単位合計に占める、各県の地租単位合計の比率よりもD県とZ県で低く、L県でやや高く(3%差)、B県で極めて高かった(9%差)。各県の農村の地租単位合計に対する騎士農場の比率はD県とZ県

第8表 3区分保有地の数と地租単位合計の分布（県別，1877年）

県	保有者	保有地数					地租単位合計						
		(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	計	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	計
D 県	都市	527 (16%) (82%)	73 (18%) (11%)	27 (18%) (4%)	17 (28%) (3%)		644 (16%) (100%)	12 (16%) (45%)	5 (18%) (20%)	4 (19%) (15%)	5 (24%) (20%)		26 (17%) (100%)
	農村	8,875 [27%] (69%)	2,772 [25%] (22%)	912 [30%] (7%)	225 [39%] (2%)		12,784 [27%] (100%)	236 [27%] (39%)	189 [25%] (31%)	123 [31%] (20%)	59 [37%] (10%)		608 [28%] (100%)
	騎士農場		4 19% (2%)	26 26% (12%)	165 23% (78%)	17 14% (8%)	212 22% (100%)		0.3 15% (0.3%)	4 27% (4%)	86 23% (75%)	24 21% (21%)	114 19% (100%)
	計	9,402 [26%] (69%)	2,849 [25%] (21%)	965 [29%] (7%)	407 [30%] (3%)	17 [13%] (0.1%)	13,640 [26%] (100%)	248 [26%] (33%)	195 [25%] (26%)	131 [30%] (17%)	150 [27%] (20%)	24 [11%] (3%)	748 [26%] (100%)
	L 県	都市	1,129 (33%) (81%)	155 (39%) (11%)	85 (55%) (6%)	27 (45%) (2%)	2 (40%) (0.1%)	1,398 (35%) (100%)	27 (35%) (43%)	11 (39%) (17%)	11 (52%) (18%)	8 (38%) (13%)	5 (56%) (8%)
農村		8,259 [25%] (60%)	3,830 [35%] (28%)	1,338 [44%] (10%)	262 [45%] (2%)	1 [100%] (0%)	13,690 [29%] (100%)	226 [26%] (30%)	268 [36%] (36%)	178 [44%] (24%)	77 [48%] (10%)	2 [100%] (0.3%)	752 [34%] (100%)
騎士農場			3 14% (1%)	10 10% (3%)	212 30% (74%)	63 51% (22%)	288 30% (100%)		0.2 10% (0%)	2 13% (0.9%)	126 34% (55%)	101 50% (44%)	229 39% (100%)
計		9,388 [26%] (61%)	3,988 [35%] (26%)	1,433 [43%] (9%)	501 [37%] (3%)	66 [51%] (0.4%)	15,376 [29%] (100%)	253 [27%] (24%)	279 [36%] (27%)	191 [44%] (18%)	212 [39%] (20%)	108 [50%] (10%)	1,044 [36%] (100%)
Z 県		都市	1,374 (41%) (89%)	124 (31%) (8%)	30 (19%) (2%)	12 (20%) (0.8%)		1,540 (39%) (100%)	30 (39%) (63%)	8 (29%) (17%)	4 (19%) (8%)	6 (29%) (11%)	
	農村	10,460 [32%] (75%)	2,971 [27%] (21%)	425 [14%] (3%)	37 [6%] (0.3%)		13,893 [29%] (100%)	284 [33%] (52%)	199 [27%] (36%)	53 [13%] (10%)	11 [7%] (2%)		546 [25%] (100%)
	騎士農場	8 89% (4%)	7 33% (3%)	30 30% (14%)	147 21% (70%)	18 15% (9%)	210 22% (100%)	0.2 67% (0.3%)	0.5 25% (0.4%)	5 33% (4%)	68 18% (64%)	32 16% (31%)	105 18% (100%)
	計	11,842 [33%] (76%)	3,102 [27%] (20%)	485 [15%] (3%)	196 [15%] (1%)	18 [14%] (0.1%)	15,643 [30%] (100%)	315 [33%] (45%)	208 [27%] (30%)	61 [14%] (9%)	84 [15%] (12%)	32 [15%] (5%)	700 [24%] (100%)
	B 県	都市	349 (10%) (83%)	50 (12%) (12%)	12 (8%) (3%)	4 (7%) (1%)	3 (60%) (1%)	418 (10%) (100%)	8 (10%) (41%)	4 (14%) (19%)	1 (5%) (8%)	2 (10%) (9%)	4 (44%) (23%)
農村		5,207 [16%] (74%)	1,377 [13%] (20%)	369 [12%] (5%)	46 [8%] (0.7%)		6,999 [15%] (100%)	127 [15%] (45%)	94 [13%] (34%)	47 [12%] (17%)	12 [8%] (4%)		280 [13%] (100%)
騎士農場		1 11% (0.4%)	7 33% (3%)	35 35% (14%)	187 26% (73%)	26 21% (10%)	256 27% (100%)	0 0% (0%)	0.5 25% (0.4%)	5 33% (4%)	91 25% (64%)	46 23% (32%)	143 24% (100%)
計		5,557 [15%] (72%)	1,434 [13%] (19%)	416 [13%] (5%)	237 [18%] (3%)	29 [22%] (0.4%)	7,673 [15%] (100%)	134 [14%] (30%)	98 [13%] (22%)	54 [12%] (12%)	105 [19%] (24%)	51 [24%] (12%)	442 [15%] (100%)
王国		都市	3,379 (100%) (84%)	402 (100%) (10%)	154 (100%) (4%)	60 (100%) (2%)	5 (100%) (0.1%)	4,000 (100%) (100%)	77 (100%) (49%)	28 (100%) (18%)	21 (100%) (13%)	21 (100%) (13%)	9 (100%) (6%)
	農村	32,801 [100%] (69%)	10,950 [100%] (23%)	3,044 [100%] (6%)	570 [100%] (1%)	1 [100%] (0%)	47,366 [100%] (100%)	873 [100%] (40%)	750 [100%] (34%)	401 [100%] (18%)	159 [100%] (7%)	2 [100%] (0%)	2,186 [100%] (100%)
	騎士農場	9 100% (1%)	21 100% (2%)	101 100% (10%)	711 100% (74%)	124 100% (13%)	966 100% (100%)	0.3 100% (0%)	2 100% (0.3%)	15 100% (3%)	371 100% (63%)	204 100% (35%)	591 100% (100%)
	計	36,189 [100%] (69%)	11,373 [100%] (22%)	3,299 [100%] (6%)	1,341 [100%] (3%)	130 [100%] (3%)	52,332 [100%] (100%)	950 [100%] (32%)	779 [100%] (27%)	437 [100%] (15%)	550 [100%] (19%)	215 [100%] (7%)	2,933 [100%] (100%)

19%, L県30%, B県51%, 王国27%と算出される。これらの数値もB県における騎士農場の優位を示している。

規模別各層の各県合計に占める3区分保有地地租単位合計の比率を第8表から求めると、第9表が得られる。同表で%は省略、各県各層の合計、100も省略されている。

各県の保有地合計数に占める騎士農場の比率は、Z県の1%およびD県とL県の2%に対して、B県は3%であった。(v)の中で騎士農場の比率はD県とZ県では100%に達していたが、L県では95%を、B県では90%のみを、占めていた。残りの5%あるいは10%は主として大規模な都市保有地であった。それに対して、(iv)の中で騎士農場の比率はD県とL県では4割余りに過ぎなかったが、Z県では75%, B県では79%に上っていた。(iv)では農耕地の比率がD県とL県では高く、Z県とB県では低かったのである。

各県の地租単位合計に対する騎士農場のその比率は、D県とZ県が15%, L県が22%, B県が32% (王国20%の1.6倍)、であった。これらの数値はB県における騎士農場の優位を示している。

第9表 3区分保有地地租単位合計の対県合計比（1877年）

県	保有者	保有地数						地租単位合計					
		(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	計	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	計
D県	都市	6	3	3	4		5	5	3	3	3		3
	農村	94	97	95	55		94	95	97	94	39		81
	騎士農場		0.1	3	41	100	2		0.2	3	57	100	15
L県	都市	13	4	6	5	3	9	11	4	6	4	5	6
	農村	88	96	93	52	2	89	89	96	93	36	2	72
	騎士農場		0	0.7	42	95	2		0	1	59	94	22
Z県	都市	12	4	6	6		9	10	4	2	7		7
	農村	88	96	88	19		89	90	96	87	13		78
	騎士農場	0	0.2	6	75	100	1	0	0.2	9	81	100	15
B県	都市	6	3	3	2	10	5	6	4	2	2	8	4
	農村	94	96	89	19		91	95	96	87	11		63
	騎士農場	0	0.5	8	79	90	3	0	0.5	9	86	92	32
王国	都市	9	4	5	4	4	8	8	4	5	4	4	5
	農村	91	96	92	43	0.8	91	92	96	92	29	0.9	75
	騎士農場	0	0	3	53	95	2	0	0.3	3	67	95	20
	3者計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

後述Th. ロイニンクの後任として1873年にザクセン農業協議会事務総長となり、長期に在任したK. v. ランクスドルフ⁽⁸⁾は、その著書の中で、騎士農場数、5.5ヘクタール（以下ではha）以上土地保有者数と村落数の統計を、1878年の1著書から引用している。準公式統計と見なされる、この統計⁽⁹⁾が第10表である。その場合、郡は県内でアルファベット順に並べ替え、土地保有階層区分の50-75haと75-100haは一括して、原表の6階層を5階層に集約した。表中の階層（1）は5.5-10、（2）は10-25、（3）は25-50、（4）は50-100ha、（5）は100ha以上、（6）は保有者数合計である。保有者数の右の[%]に各層の対王国合計比、その直下の(<)に郡・県の構成比を示した。（a）は騎士農場数、（b）は（4）+（5）、すなわち、50ha以上保有者数、（c）は1騎士農場当たりの50ha以上土地保有者数、すなわち、（b）/（a）、であり、（d）は村落数である。（e）は1騎士農場当たりの村落数、すなわち、（d）/（a）で、（f）は面積の、（g）は人口の、対王国合計比（1880年）で、（h）は郡・県の都市人口比率（1880年）である。（a）、（b）と（d）の[%]は当該項目の対王国合計比である。（f）-（h）において、郡独立3市（ドレースデン、ライプツィヒとケムニツ）は同名の郡に含め、ドレースデン旧市郡と同新市郡は一括して、計算した。

第10表によれば、王国の騎士農場総数に占める各県の比率は、D県とZ県では、各県面積と人口の対王国合計比よりも低かったが、L県では面積と人口の比率の1.2倍であった。特にB県の騎士農場数比率は面積比率の1.7倍であり、人口比率の2.4倍超であった。したがって、本表はB県における騎士農場の密集を示している。

以上は、県の数値の比較である。郡で見ると、騎士農場数の対王国合計比が面積の対王国合計比よりも高かったのは、パウツェン（約2.5倍）、レーバウ（2.2倍）、ボルナ（1.8倍）、ブラウエン（1.7倍）、ライプツィヒ（1.6倍）、マイセン、オーシャツとエルスニツ（それぞれ1.3倍）、デーベルンとカーメンツ（それぞれ1.2倍）、グリマ（1.1倍）の計11郡であった。それらの郡はD県6中1郡、L県6中5郡、Z県10中2郡とB県4中3郡に分布していた。この数値において、L県を除く本領2県の諸郡は概して低く、B県の諸郡は概して高かった。ただし、B県の中でもツィタウ郡は、他の3郡と異なっており、この指標が1倍以下であった。

1騎士農場当たりの村落数（e）を県で見ると、D県5.0、Z県4.1、L県3.6、B県2.0村となった。この数

第10表 騎士農場、5.5ha以上保有者と村落の数（郡別、1877年）

郡	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)
Dip	523 [4.0%] (28%)	974 [4.3%] (52%)	322 [4.3%] (17%)	30 [3.0%] (2%)	10 [4.6%] (0.5%)	1,859 [4.2%] (100%)	15 [1.6%]	40 [3.2%]	267%	95 [2.9%]	6.3	4.3%	1.7%	22%
Dre	591 [4.5%] (33%)	925 [4.1%] (52%)	238 [3.2%] (13%)	32 [3.2%] (2%)	2 [0.9%] (0.1%)	1,788 [4.1%] (100%)	22 [2.3%]	34 [2.9%]	155%	176 [5.4%]	8.0	4.3%	12.8%	61%
Fre	528 [4.0%] (29%)	915 [4.1%] (50%)	312 [4.2%] (17%)	69 [6.9%] (4%)	18 [8.2%] (1%)	1,842 [4.2%] (100%)	24 [2.6%]	87 [7.1%]	363%	84 [2.6%]	3.5	4.4%	3.7%	27%
Gron	478 [3.6%] (22%)	1,190 [5.3%] (54%)	468 [6.3%] (21%)	57 [5.7%] (3%)	12 [5.4%] (0.5%)	2,205 [5.0%] (100%)	45 [4.9%]	69 [5.7%]	153%	159 [4.8%]	3.5	5.3%	2.2%	31%
Mei	476 [3.6%] (25%)	824 [3.7%] (43%)	507 [6.9%] (26%)	114 [11.4%] (6%)	6 [2.7%] (0.3%)	1,927 [4.4%] (100%)	55 [6.0%]	120 [10.0%]	218%	280 [8.6%]	5.1	4.6%	3.1%	28%
Pir	722 [5.5%] (31%)	1,218 [5.4%] (52%)	317 [4.3%] (14%)	53 [5.3%] (2%)	13 [5.9%] (0.6%)	2,233 [5.3%] (100%)	33 [3.6%]	66 [5.4%]	200%	170 [5.2%]	5.2	6.0%	3.7%	35%
D県	3,318 [25%] (28%)	6,046 [27%] (51%)	2,164 [29%] (18%)	355 [36%] (3%)	61 [28%] (0.5%)	11,944 [27%] (100%)	194 [21%]	416 [34%]	214%	964 [30%]	5.0	29%	27%	44%
Bor	774 [5.9%] (37%)	1,049 [4.7%] (50%)	242 [3.3%] (11%)	38 [3.8%] (2%)	5 [2.2%] (0.2%)	2,108 [4.8%] (100%)	60 [6.5%]	43 [3.5%]	72%	166 [5.1%]	2.8	3.7%	2.3%	43%
Döb	533 [4.1%] (29%)	832 [3.7%] (45%)	413 [5.6%] (22%)	63 [6.3%] (3%)	16 [7.3%] (0.9%)	1,857 [4.2%] (100%)	42 [4.6%]	79 [6.5%]	188%	197 [6.0%]	4.7	3.9%	3.4%	45%
Gri	698 [5.3%] (29%)	1,199 [5.4%] (49%)	462 [6.3%] (19%)	53 [5.3%] (2%)	11 [5.0%] (0.5%)	2,423 [5.5%] (100%)	57 [6.2%]	64 [5.2%]	112%	185 [5.7%]	3.2	5.6%	2.7%	36%
Leip	412 [3.1%] (30%)	637 [2.8%] (47%)	227 [3.1%] (17%)	61 [6.1%] (5%)	16 [7.3%] (1%)	1,353 [3.1%] (100%)	49 [5.3%]	77 [6.3%]	157%	134 [4.1%]	2.7	3.3%	10.5%	51%
Osc	390 [3.0%] (27%)	642 [2.9%] (45%)	290 [3.9%] (20%)	87 [8.7%] (6%)	12 [5.4%] (0.8%)	1,421 [3.2%] (100%)	45 [4.9%]	99 [8.1%]	220%	142 [4.4%]	3.2	3.8%	1.8%	29%
Roc	549 [4.2%] (25%)	1,286 [5.7%] (59%)	310 [4.2%] (14%)	16 [1.6%] (1%)	6 [2.7%] (0.3%)	2,167 [4.9%] (100%)	14 [1.5%]	22 [1.8%]	157%	144 [4.4%]	10.3	3.4%	3.1%	35%
L県	3,356 [26%] (29%)	5,645 [25%] (49%)	1,944 [26%] (17%)	318 [32%] (3%)	66 [30%] (0.6%)	11,499 [26%] (100%)	267 [29%]	384 [32%]	144%	968 [30%]	3.6	24%	24%	44%
Ann	454 [3.4%] (37%)	658 [2.9%] (53%)	103 [1.4%] (8%)	12 [1.2%] (1%)	4 [1.8%] (0.3%)	1,231 [2.8%] (100%)	7 [0.8%]	16 [1.3%]	229%	41 [1.3%]	5.9	2.9%	3.0%	50%
Aue	300 [2.2%] (32%)	507 [2.3%] (52%)	142 [1.9%] (15%)	14 [1.4%] (1%)	7 [3.2%] (0.7%)	970 [2.2%] (100%)	22 [2.3%]	21 [1.7%]	95%	67 [2.1%]	3.0	2.8%	2.4%	31%
Che	428 [3.3%] (23%)	1,031 [4.6%] (55%)	374 [5.1%] (20%)	24 [2.4%] (1%)	4 [1.8%] (0.2%)	1,861 [4.2%] (100%)	12 [1.3%]	28 [2.3%]	233%	83 [2.5%]	6.9	3.4%	8.2%	43%
Flö	272 [2.1%] (22%)	608 [2.7%] (50%)	299 [4.0%] (24%)	40 [4.0%] (3%)	9 [4.1%] (0.7%)	1,228 [2.8%] (100%)	9 [1.0%]	49 [4.0%]	544%	62 [1.9%]	6.9	2.7%	2.6%	35%
Gla	370 [2.8%] (27%)	806 [3.6%] (59%)	175 [2.3%] (13%)	9 [0.9%] (1%)	6 [2.7%] (0.4%)	1,366 [3.1%] (100%)	3 [0.3%]	15 [1.2%]	500%	84 [2.6%]	28.0	2.1%	4.3%	52%
Mar	359 [2.7%] (32%)	610 [2.7%] (54%)	134 [1.8%] (12%)	13 [1.3%] (1%)	3 [1.4%] (0.3%)	1,120 [2.5%] (100%)	13 [1.4%]	16 [1.3%]	123%	48 [1.5%]	3.7	2.7%	2.0%	25%
Oel	639 [4.9%] (39%)	848 [3.8%] (52%)	128 [1.7%] (8%)	17 [1.7%] (1%)	7 [3.2%] (0.4%)	1,639 [3.7%] (100%)	35 [3.8%]	24 [2.0%]	69%	93 [2.9%]	2.7	3.0%	1.7%	35%
Pla	421 [3.2%] (25%)	968 [4.3%] (58%)	272 [3.7%] (16%)	13 [1.3%] (1%)	3 [1.4%] (0.2%)	1,677 [3.8%] (100%)	55 [6.0%]	16 [1.3%]	29%	123 [3.8%]	2.2	3.6%	3.7%	63%
Schw	300 [2.3%] (42%)	321 [1.4%] (45%)	71 [1.0%] (10%)	18 [1.8%] (3%)	6 [2.7%] (0.8%)	716 [1.6%] (100%)	4 [0.4%]	24 [2.0%]	600%	65 [2.0%]	16.3	3.4%	3.1%	41%
Zwi	859 [6.5%] (32%)	1,462 [6.5%] (55%)	301 [4.1%] (11%)	24 [2.4%] (1%)	3 [1.4%] (0.1%)	2,649 [6.0%] (100%)	31 [3.4%]	27 [2.2%]	87%	122 [3.7%]	3.9	4.1%	6.5%	41%
Z県	4,402 [34%] (31%)	7,819 [35%] (54%)	1,999 [27%] (14%)	184 [18%] (1%)	52 [24%] (0.4%)	14,456 [33%] (100%)	191 [21%]	236 [19%]	124%	788 [24%]	4.1	31%	38%	44%
Bau	998 [7.6%] (44%)	954 [4.3%] (42%)	267 [3.6%] (12%)	43 [4.3%] (2%)	19 [8.7%] (0.8%)	2,281 [5.2%] (100%)	125 [13.5%]	62 [5.1%]	50%	256 [7.9%]	2.0	5.5%	3.5%	24%
Kam	557 [4.2%] (30%)	783 [3.5%] (43%)	438 [6.0%] (24%)	48 [4.8%] (3%)	11 [5.0%] (0.6%)	1,837 [4.2%] (100%)	50 [5.4%]	59 [4.8%]	118%	124 [3.8%]	2.5	4.6%	2.0%	23%
Löb	338 [2.6%] (27%)	661 [3.0%] (53%)	235 [3.2%] (19%)	19 [1.9%] (2%)	6 [2.7%] (0.5%)	1,259 [2.9%] (100%)	69 [7.5%]	25 [2.1%]	36%	95 [2.9%]	1.4	3.4%	3.2%	11%
Zit	187 [1.4%] (18%)	495 [2.2%] (48%)	309 [4.2%] (30%)	31 [3.1%] (3%)	4 [1.8%] (0.4%)	1,026 [2.3%] (100%)	24 [2.6%]	35 [2.9%]	146%	66 [2.0%]	2.8	2.8%	3.3%	25%
B県	2,080 [16%] (32%)	2,893 [13%] (45%)	1,249 [17%] (20%)	141 [14%] (2%)	40 [18%] (0.6%)	6,403 [15%] (100%)	268 [29%]	181 [15%]	68%	541 [17%]	2.0	17%	12%	21%
王国	13,156 [100%] (30%)	22,403 [100%] (51%)	7,356 [100%] (17%)	998 [100%] (2%)	219 [100%] (0.5%)	44,132 [100%] (100%)	920 [100%]	1,217 [100%]	132%	3,261 [100%]	3.5	100%	100%	41%

値が低下するにつれて、村落住民に対する騎士農場の地位は高まるであろう。郡で見ると、最大値は28.0村のグラウヒャウ郡で、それに次ぐのが16.3村のシュヴァルツェンベルク郡であり、最小は1.4村のレーバウ郡であった。注目すべきはB県4郡で、その中では2.8村のツィタウ郡が最大で、最小は上記1.4村のレーバウ郡であった。本領3県22郡の中で、2.8村（ツィタウ郡の数値）以下の郡は、2.7村のライプツィヒとエルスニツの2郡、2.2村のブラウエン郡、計3郡のみであった。したがって、1騎士農場当たりの村落数は、B県4郡では小さく、本領3県の諸郡では概して大きかった。

ところで、趙は、「各郡別全村における騎士農場ある村の比率」が、大ラウジツ7郡で0.34から0.77まで（本稿第10表で欠けている旧領3郡を除いた小ラウジツ4郡では、0.34から0.64まで）であるのに対して、ラウジツに隣接するD県3郡では0.15から0.27までであるから、これら両地域を比較して、「オーバーラウジツの騎士農場の成立が圧倒的に多い」と結論している⁽¹⁰⁾。第10表で隣接3郡の(c)を見ると、確かにグロースンハイン郡3.5村、ビルナ郡5.2村、ドレースデン郡8.0村であって、これらの数値は、第10表におけるB県4郡の数値、1.4-2.8村、よりも大きかった。しかし、上記したように、1騎士農場当たりの村落数でブラウエン、ライプツィヒとエルスニツの3郡はツィタウ郡の指標よりも小さかった。したがって、1騎士農場当たりの村落数は1指標となるであろうけれども、趙の結論は一般化されえない。

50ha以上保有者数①と騎士農場数の関係(c) = (b)/(a)を検討してみる。王国では騎士農場数の132%の、すなわち、約1.3倍の、①が存在した。各県で見ると、B県で①が騎士農場数の68%に過ぎないのに対して、本領3県では124-214%であった。したがって、B県では騎士農場数は①よりも遥かに多いのに対して、本領3県では騎士農場数は①よりも遥かに少なかった。郡で見ると、19郡では①は騎士農場数よりも多かったが、アウアーバハ（①が騎士農場の95%）、ツヴィカウ（同87%）、ボルナ（72%）、エルスニツ（69%）、パウツェン（50%）、レーバウ（36%）、ブラウエン（29%）の7郡では騎士農場数が①よりも多かった。ただし、B県では上記パウツェン、レーバウ2郡で騎士農場数は①の36-50%に過ぎないのに対して、他の2郡では①は騎士農場数の1.18-1.46倍に上った。また、本領3県22中の17郡では①が騎士農場数よりも多かった。したがって、B県では、2郡で騎士農場数が①よりも多く、他の2郡で①が騎士農場数よりも多く、県全体としては①は騎士農場数の68%に過ぎなかった。それに対して、本領3県では、①が騎士農場数よりも多い郡が、全22郡の3/4以上であった。その上に、この統計は、上記7郡では騎士農場の少なくとも5-71%が50ha以下であることを示した。

第11表 騎士農場の地位（県別、19世紀）

	D県	L県	Z県	B県	王国
(I) 県合計に占める騎士農場の地位					
土地評価額 ⁽¹⁾	10	15	10	23	13
地租単位合計 ⁽²⁾	10	14	10	20	13
私有地面積 ⁽²⁾	15	20	15	29	19
家畜所有者 ⁽³⁾	16	22	14	29	19
地租単位合計 ⁽⁴⁾	15	22	15	32	20
(II) 農村に対する騎士農場の地位					
土地評価額 ⁽¹⁾	14	26	14	36	21
地租単位合計 ⁽²⁾	13	19	13	23	17
家畜所有者 ⁽³⁾	20	30	18	40	25
地租単位合計 ⁽⁴⁾	19	30	19	51	27

(注1) 第3表。(注2) 第4表。(注3) 家畜所有者の土地保有面積。第5表。(注4) 地租単位120以上の土地。第7表と第9表。

これまで19世紀中葉と1870年代の騎士農場を検討してきた。先ず、前稿第1-第5表によれば、オーバー・ラウジツ、B税務大区とB県には騎士農場が密集していた。本稿第7-第10表もB県の同じ事態を示した。また、第2表と第6表によれば、B税務大区とB県では同表の区分による小規模および中規模騎士農場が優勢であった。さらに、諸表はさまざまな指標について王国4県の騎士農場の地位を明らかにした。それらをまとめて、(I) 県合計に占める騎士農場の地位と(II) 各県の農村の土地評価額などに対する騎士農場の地位を表示したものが第11表である。同表の9指標全てについてZ県の騎士農場の地位は4県で最も低く、D県のそれは7指標でZ県と同じであり、残る2指

標でもZ県に極めて近かった。B県の騎士農場の地位は全ての指標で最も高く、その指標は王国平均の1.4－1.9倍であった。L県は常にZ県・D県とB県の中間にあり、その指標はいずれも王国平均を僅かに上回った。少なくとも県単位で見ると、B県における騎士農場の優位が明白である。もちろん、19世紀中葉の税務区（第2表）と司法管区・郡（第4表）、1870年代の郡（第7表と第10表）で見ると、B県の中にも騎士農場の地位がやや低い部分があり、Z県の中にも騎士農場の地位がかなり高い部分もあった。

第2節 19世紀農村の階層構成

次に、騎士農場を含む農村社会の階層構成を検討したいが、それに先だって、いくつかの基礎的事実を確認しておきたい。

第1に人口増加率と都市人口比率。1834年から71年までの期間に、機械制大工業の発展を背景に、本領3県の人口は1.7倍に増加したけれども、B県の人口増加率は1.3倍に達しなかった⁽¹⁾。都市人口比率は、第3表（a）が1853年の租税大区の、第4表（c）が1858年の司法管区・郡・県の、また、第10表が1880年の郡・県の、それを示している。第3表と第4表で見ると、各大区の数値と各県のそれはほぼ同じであった。B大区あるいはB県の数値は王国平均の1/2以下であり、B県の中で高いII郡の比率も、王国平均に達しなかった。もちろん、管区を取れば、本領3県にも都市人口比率0%の管区はあった。19世紀史から1880年（第10表）までに王国の都市人口比率は35－36%から41%に上昇した。第10表によれば、B県の都市人口比率は王国の1/2よりも僅かに高いだけで、中でもレーバウ郡の11%は最低であった。B県で同比率が最も高いツィタウ郡の25%よりも低い郡は、本領3県では22%のD県ディッボルディスヴァルデ郡のみであった。したがって、当面の時期に都市人口比率はB県4郡では低く、本領3県の諸郡では概して高かった。

第12表 農用地1 アッカー当たり地租単位（司法管区別、19世紀史）

管区	SE	管区	SE	管区	SE	管区	SE	管区	SE	管区	SE	管区	SE
Dip	14.7	Scha	16.9	Zwe	29.0	Hai	17.7	Kir	14.7	Ado	10.6	Könb	6.0
Döh	21.7	Seb	14.5	I 郡	26.6	Har	19.1	Rem	21.5	Aue	12.5	Könw	12.7
Dre	26.4	Ston	15.1	Bras	21.5	Leis	24.0	Sche	10.6	Els	13.8	Neua	15.6
Mor	11.1	III 郡	15.3	Gri	20.2	Müg	26.8	Schn	15.0	Fal	8.9	Pul	10.4
Rade	9.1	Alt	5.9	Lauk	18.1	Roß	17.9	Schw	13.2	Kli	9.6	Schi	15.7
Radu	8.2	Brad	14.3	Osc	19.1	Wal	16.4	Weru	18.4	Lgen	14.2	I 郡	13.9
Schöd	15.1	Fran	10.8	Str	12.8	IV 郡	18.8	Wils	17.1	Mkn	9.6	Ber	17.3
Wilf	19.1	Fre	16.4	Werf	21.1	L 県	21.3	Zwi	20.2	Oel	11.7	Ebe	20.4
I 郡	16.1	Sai	10.7	Wur	19.2			II 郡	16.8	Pau	10.7	Grou	14.6
Gron	8.9	Tha	17.4	II 郡	19.1	Aug	16.0	Ann	11.2	Pla	12.5	Her	16.0
Lom	28.8	IV 郡	13.3	Bur	18.9	Che	21.1	Ehr	12.5	Reih	15.6	Löb	17.3
Mei	22.7	D 県	15.6	Col	22.5	Frag	19.1	Gey	11.4	Schök	8.9	Ost	17.7
Nos	19.6			Fro	21.3	Lim	19.4	Grü	13.4	Tre	13.1	Reiu	16.6
Rie	18.7	Bor	23.2	Gei	19.8	Oed	17.2	Jöh	7.2	IV 郡	12.0	Wei	19.4
II 郡	17.1	Leip I	29.1	Mit	19.0	Stog	16.9	Lge	14.6	協定	20.0	Zit	19.4
Got	13.4	Leip II	28.0	Pen	20.1	Zsc	15.7	Mar	10.8	Z 県	15.2	II 郡	17.8
Kös	13.8	Mkr	26.8	Roc	21.3	I 郡	18.1	Owi	9.8			B 県	15.6
Laun	9.9	Peg	30.4	III 郡	20.4	Cri	22.3	Wol	13.6	Bau	18.4		
Neut	14.1	Röt	23.2	Döb	10.9	Eib	11.4	Zöb	10.2	Bis	14.5	王国	17.0
Pir	19.3	Tau	25.9	Ger	19.3	Jog	7.5	III 郡	12.0	Kam	12.5		

第2に地力。1861年の家畜調査に関する報告は、各司法管区について農用地1アッカー当たりの地租単位を含む。その数値を丸めて表示したものが第12表⁽²⁾である。表中の管区は司法管区、SEは農用地1アッカー当たりの地租単位である。この数値は各管区の農用地の地力を平均値として示す。最低値はD県アルテンベルク管区の5.9で、最高値はL県ペーガウ管区の30.4であった。後者は前者の5倍を超え、王国平均(17.0)の約1.8倍である。県で見ると、平地のL県が第1位で、しかも、王国平均を超える、唯一の県であった。L県で王国平均値よりも低い管区は30中デーベルン、シュトレーラとヴァルトハイムの3管区のみであり、L県は王国農業の中心地域であった。それに対して、D県とB県の数値は同じで、高地の多いZ県は両県よりも僅かに低かった。B県で見ると、II郡の地力はI郡よりも高く、王国平均を僅かに超えていた。

第3に穀物の生産・消費量。ランクスドルフ⁽³⁾によれば、王国の穀物生産量は1861-75年の平均で8,349,942ツェントナーで、その中の31%ずつがD県とL県で、21%がZ県で、16%がB県で、生産された。ところが、この15年間に人口は本領3県で125-129%に、B県で110%に、増加した。そのために、1861年には県内収穫量の14%を県外に供給しえたL県も、71年には穀物移入への依存に転じ、75年には生産量の9%を移入した。他の3県は61年に既に移入に依存していたが、75年にはB県は生産量の14%を、D県は35%を、工業が発達したZ県は177%を、移入した。王国は既に61年に生産量の23%を輸入していたけれども、75年には輸入量は生産量の52%(4,358,754ツェントナー)に達した。

本題に入って、第1に、土地保有の規模別分布はどうか。

前稿第5表で(ii)農村の家畜所有者⁽⁴⁾に注目すると、土地を保有しない家畜所有者(1)の構成比は4県で殆ど同じで、低かった。3アッカー以下の土地を保有する家畜所有者(2)の比率は、B県では本領3県(44%以下)よりも遥かに高く、54%に達していた(その中で、表示していないけれども、0.25アッカー以下層は19%を、0.25-0.5アッカー層は8%を、すなわち、土地保有規模最小の2階層が家畜所有者合計の27%を、そして、(2)の5割を、占めていた⁽⁵⁾)。B県における(2)の構成比、54%は、王国の同層比率の1.2倍以上であり、膨大な、この層が同県の家畜所有者総数を増加させていた。3-10アッカー層(3)、後述ロイニクによれば園地農、の比率においても、B県は、王国平均比率を超える、唯一の県であった。このように、B県では、土地を保有しない家畜所有者の比率は、本領3県と同じく高くないが、家畜所有者の76%の保有地は10アッカー以下であった。農村の家畜所有者合計に占める(1)-(3)の合計比率は、B県で上記のように78%に達していたが、D県とZ県では61-65%であり、L県では最も低く、56%に過ぎなかった。

さらに、第5表(iv)で都市など3者合計を見ると、家畜所有者全体に占める(1)-(3)の合計比率は、本領3県では、都市の(1)が大きいために、(ii)の比率よりも2-5%高いけれども、都市の家畜所有者が少ないB県では、同率であった。協定所領を含む15郡の中では、(1)-(3)の合計比率は、B県I郡(パウツェン)が76%で、II郡(ツィタウ)は80%に達していた。本領3県ではZ県III郡(アナベルク)の72%が最高で、次はD県IV郡(フライベルク)の71%であった。それに対して、(1)-(3)の合計比率が低い郡はL県II郡(グリマ)とIII郡(ロホリツ)、および、Z県IV郡(プラウエン)の53-55%であった。

第5表(i)、(ii)と(iii)から、都市など3区分家畜所有者の階層構成を計算すると、第13表が得られる(%省略、各県各層の3者計100も省略)。第13表によれば、王国について、第1に、都市の家畜所有者は(1)の6割を占め、その比率は(2)以上では激減した。第2に、(2)-(5)の圧倒的大部分と(6)の7割、それに、(1)の4割、は農村住民であった。第3に、(8)の全て、(7)の圧倒的大部分と(6)の3割弱が騎士農場であった。そして、本領3県の構成比は、県毎の差違はもちろんあったけれども、比較的相似的であった。しかし、B県の事情はかなり異なっていた。第13表によれば、都市が本領3県ほどには発達していないB県では、都市の家畜所有者の比率が本領3県よりも低かったために、農村住民の比

率が、(1)－(4)について王国平均よりも高かった。そして、その比率は(5)で王国平均と同率となり、(6)以上では急落した。それに対して、騎士農場の比率は(7)、(6)、(5)のいずれにおいても王国平均よりも高かった。

第13表 3区分家畜所有者の階層構成（県別、1853年）

県	保有者	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	計
D県	都市	62	10	8	4	1	3	1		10
	農村	38	90	92	96	98	79	13		89
	騎士農場					1	19	86	100	0.7
L県	都市	62	12	14	6	4	5	0.9		14
	農村	38	88	86	94	96	63	6		85
	騎士農場					1	32	93	100	1
Z県	都市	60	20	24	7	3	7	0.6		19
	農村	40	80	76	93	96	68	11		81
	騎士農場					1	25	89	100	0.5
B県	都市	49	6	6	3	1	1			6
	農村	51	94	94	97	97	62	1		93
	騎士農場					2	37	99	100	1
王国	都市	60	12	14	6	2	4	0.6		13
	農村	40	88	86	95	97	70	7		86
	騎士農場					1	27	92	100	0.8
	3者計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

ところで、ザクセンで土地負担の償却が急速に進行していた1844年から72年まで、内務省の農業問題担当官吏であり、同時に、政府諮問機関の農業協議会（1843年発足）を長期に亘って運営したのが、ロイニク⁽⁶⁾であるが、彼によれば、第5表の8階層の中で3アッカー以下層、すなわち、(1)と(2)（原表で23中の7階層、ロイニクの第1表で、20中の4階層と、表示されていない土地非保有者、の5階層）は、副業の農業者であった⁽⁷⁾。ロイニクの後任者、ランクスドルフは、第5表のこの2階層について次のように述べている。彼らは豚、山羊あるいは牝牛を所有するが、鉾夫、織布工、水車屋、日雇などを本業としていた。彼らが零細な所有地あるいは借地⁽⁸⁾で営む農業は副業であったから、彼らは自立的な農業者（Landwirthe）ではない。第5表から農地保有関係を正しく知るためには、3アッカー以下の土地保有者と土地非保有者（第5表で両者の合計66,857人）を除外せねばならない⁽⁹⁾。残る70,955人が、農業者と呼びうる家畜所有者である。

ロイニクによれば、自立的農業者諸階層のうち、3－10アッカーは園地農、10－100アッカーは農民、である⁽¹⁰⁾。騎士農場の面積に関しては、ロイニク⁽¹⁰⁾は100アッカー以上、とし、R. ケチュケ⁽¹¹⁾は小規模騎士農場を26－50ha、大規模騎士農場を50ha以上、としている。また、ブラシュケ、R. グロースとG. モルは騎士農場の規模を50－300haと記している⁽¹²⁾。騎士農場平均面積は、エンゲルによれば434アッカーであり⁽¹³⁾、それをR. ツァイゼは240haと見なしている⁽¹⁴⁾。それは、松尾2022（第4表）によれば、462アッカーであった。1アッカー≒0.55haで計算すれば、254haとなる。

第5表の原表から、ランクスドルフに従って、自立的農業者としての3アッカー以上土地保有者数のみを取り上げ、県別に3区分して、規模別分布を構成比として示すのが、第14表⁽¹⁵⁾である（実数は各県・各層王国合計のみ表示）。その場合、第5表の10－50アッカー層を10－20と20－50に2分割し、200アッカー

第14表 3区分自立的農業者の階層構成（県別，1853年）

県	保有者	構成比							対王国合計比						
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	計	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	計
D県	都市	60%	23%	13%	3%	0.8%	0.2%	100% (956)	2%	2%	0.6%	0.4%	0.9%	0.2%	0.7%
	農村	35%	17%	35%	12%	1%	0.1%	100% (18,198)	24%	23%	28%	33%	29%	3%	26%
	騎士農場	0.4%		3%	6%	22%	69%	100% (260)	0%		0%	0.2%	7%	22%	0.4%
	計	35%	17%	33%	12%	2%	1%	100% (19,414)	26%	24%	28%	33%	37%	25%	27%
L県	都市	50%	25%	19%	5%	0.9%	0.2%	100% (1,217)	2%	2%	1%	0.8%	1%	0.2%	2%
	農村	27%	24%	37%	11%	2%	0%	100% (14,277)	15%	25%	23%	23%	17%	1%	20%
	騎士農場		0.3%	1%	4%	25%	70%	100% (306)		0%	0%	0.2%	9%	26%	0.4%
	計	28%	23%	35%	10%	1%	1%	100% (15,800)	17%	27%	24%	24%	28%	28%	22%
Z県	都市	67%	19%	11%	2%	0.4%	0%	100% (2,982)	8%	4%	1%	0.8%	1%	0.1%	4%
	農村	32%	21%	37%	9%	0.6%	0%	100% (19,720)	24%	30%	32%	26%	13%	2%	28%
	騎士農場	0.5%		0.9%	9%	19%	70%	100% (218)	0%		0%	0.3%	5%	19%	0.3%
	計	36%	20%	34%	8%	0.7%	0.7%	100% (22,920)	32%	35%	34%	27%	20%	21%	32%
B県	都市	71%	17%	10%	2%	0.2%		100% (524)	1%	0.7%	0.2%	0.1%	0.1%		0.7%
	農村	50%	15%	26%	9%	0.7%	0%	100% (12,001)	23%	13%	14%	16%	10%	0.4%	17%
	騎士農場			1%	8%	17%	74%	100% (296)			0%	0.3%	6%	26%	0.4%
	計	49%	15%	25%	9%	1%	2%	100% (12,821)	24%	14%	14%	16%	16%	27%	18%
王国	都市	63%	21%	13%	3%	0.5%	0%	100% (5,679)	14%	9%	3%	2%	4%	0.6%	8%
	農村	35%	19%	34%	10%	0.9%	0%	100% (64,196)	86%	91%	97%	97%	70%	7%	90%
	騎士農場	0.2%	0.1%	1%	7%	21%	71%	100% (1,080)	0%	0%	0.1%	1%	27%	93%	2%
	計 (比率)	37%	19%	32%	10%	1%	1%	100% (70,955)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	計 (実数)	26,021	13,520	22,829	6,915	843	827	70,955	26,021	13,520	22,829	6,915	843	827	70,955

以上を一括する。すなわち，(a) 3－10，(b) 10－20，(c) 20－50，(d) 50－100，(e) 100－200アッカー，(f) 200アッカー以上，に6区分する。したがって，この区分の (a)，(d) と (e) は第5表の (3)，(5) と (6) であり，(f) は第5表の (7) と (8) の合計であり，第5表の (4) は (b) と (c) に分割されている。本稿第10表は土地保有者を，(1) 5.5－10，(2) 10－25，(3) 25－50，(4) 50－100ha，(5) 100ha以上，に5区分したので，第10表の区分 (2)－(5) は第14表の区分 (c)－(f) にほぼ照応し，第10表の区分 (1) は第14表の区分 (b) に近似している。ロイニンクに従えば，第14表の (a) は園地農，(b)－(d) は農民である。その中で，(b) は小農，(c) は中農，(d) は大農と小規模騎士農場，と見なし，(e) は中規模騎士農場と一部の大農，(f) は大規模騎士農場，と見なしうるのであろう。そこで，(e) に属する農民を富農，(f) に属する農民を巨大農と名付けよう。

第14表において農民が王国の自立的農業者に占める比率は，9割に達し，都市市民が8%，騎士農場が2%，であった。都市は王国の (a) で6割を超えていたが，(b) 以後では急落した。B県の土地保有者合計の対王国合計比は，第5表と同じく18%で，第2表の人口の対王国合計比15%よりも高かった。農民を見ると，B県では，自立的農業者の最小規模である (a) 3－10アッカー層が5割に達しているが，本領3県ではその比率が遥かに低く，27－35%であった。それに対して，(b) 10－20層，(c) 20－50層と (d) 50－100層，これら3層の構成比合計は，B県では5割を占めていたけれども，本領3県では64－72%に達していた。特に (c) の比率が本領3県の35－37%に対して，B県では26%に過ぎなかった。

第14表の3アッカー以上農業者について，ランクスドルフは16区分各層の保有面積王国合計と各層の県別比率を示している⁽¹⁶⁾。これらの数値から各県16階層の保有面積を計算する。その場合，保有面積王国合計は，ランクスドルフが表に記した1,941,324アッカー⁽¹⁷⁾ではなく，2,041,394アッカーとする。後者の

面積は、3階層保有者の保有面積合計として彼が挙げた面積⁽¹⁸⁾である。また、300-500アッカー層のB県比率を29.93%とする⁽¹⁹⁾。こうして算出された、各県の16区分階層面積を、第14表と同じ6区分で集約したものが、第15表である。

第15表で、B県の構成比を見ると、(a)園地農は保有者数で王国平均比率を遥かに超えて、農民全体の5割に達していた（第14表）ために、その保有面積も、構成比で10%と、王国で最も高かった。(b)から(d)までの農民層の保有面積比率はB県で、保有者数の比率でもそうであったが、王国平均よりも低く、面積構成比の3層合計で56%であったけれども、本領3県では68-75%に達していた。特に(c)中農の保有面積比率は、本領3県と同じくB県でも確かに6階層で最大であったが、本領3県の36-43%に対してB県では29%に過ぎなかった。他方で、B県では、大部分が騎士農場である(f)は、保有者数の対王国合計比でL県とともに王国最高(27%)であったが、その保有面積比率も、本領3県の14-21%に対して28%に達しており、その対王国合計比、27%も県保有総面積の対王国合計比、18%を遥かに超えていた。もちろん、L県でも、(f)の保有面積の対王国合計比、27%は保有総面積の対王国合計比、25%よりも僅かに高かった。しかし、L県では(b)から(d)までの農民層の保有面積比率は、合計で68%に達しており、特に(c)の面積比率は、B県では(f)を僅かに上回っただけであるのに対して、L県では(f)の1.7倍に達していた。B県における騎士農場の優位は明白である。

第15表 自立的農業者の土地保有規模別分布（県別、アッカー単位、1853年）

県	保有面積							対王国合計比						
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	計	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	計
D県	38,519 〈7%〉	48,434 〈8%〉	215,248 〈37%〉	150,634 〈26%〉	41,771 〈7%〉	92,119 〈16%〉	586,725 〈100%〉	26%	25%	28%	34%	36%	24%	29%
L県	26,541 〈5%〉	53,443 〈11%〉	183,396 〈36%〉	106,204 〈21%〉	32,016 〈6%〉	103,927 〈21%〉	505,527 〈100%〉	18%	27%	24%	24%	28%	27%	25%
Z県	47,500 〈8%〉	68,671 〈12%〉	252,029 〈43%〉	117,875 〈20%〉	22,478 〈4%〉	80,854 〈14%〉	589,407 〈100%〉	32%	35%	33%	26%	20%	21%	29%
B県	35,346 〈10%〉	26,952 〈7%〉	105,984 〈29%〉	71,681 〈20%〉	18,318 〈5%〉	101,447 〈28%〉	359,728 〈100%〉	24%	14%	14%	16%	16%	27%	18%
王国	147,907 〈7%〉	197,500 〈10%〉	756,657 〈37%〉	446,397 〈22%〉	114,584 〈6%〉	378,349 〈19%〉	2,041,349 〈100%〉	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

1858年の家畜所有者の調査報告は、土地保有規模分布に関して53年のそれとはいくらか異なる結果を示している。郡の所有者合計と各層構成比のみが公表されているので、郡の実数と県・王国の実数と構成比を計算したものが第16表⁽²⁰⁾である。表の計は家畜所有者の郡・県・王国合計数で、土地保有規模の区分は第5表と異なって、(i)は土地非保有者、(ii)は5アッカー以下、(iii)は5-50アッカー、(iv)は50アッカー以上である。本表の実数は現実の数値といくらか異なるかもしれないけれども、算出された構成比には問題はない、と考えられる。

①第5表の区分(1)が第16表の(i)で、②第5表の(5)+(6)+(7)+(8)が第16表の(iv)で、③第5表の(2)の全部と(3)の一部が第16表の(ii)で、④第5表の(4)の全部と(3)の一部が(iii)であるから、両表の構成比の比較は①と②でのみ可能であるが、両者は、王国についても4県についてもL県の①の1%差を除いて、一致する。郡の構成比もほぼ一致する。

第16表 家畜所有者の土地保有規模別構成（郡別、1858年）

郡	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	計	郡	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	計
I 郡	11.95% 1,309	46.67% 5,111	36.27% 3,972	5.11% 560	100% 10,951	I 郡	6.69% 559	49.74% 4,155	35.17% 2,938	8.40% 702	100% 8,354
II 郡	4.63% 524	48.06% 5,441	36.46% 4,128	10.85% 1,228	100% 11,322	II 郡	5.93% 548	48.15% 4,453	42.09% 3,892	3.83% 323	100% 9,248
III 郡	3.85% 342	53.85% 4,782	35.69% 3,170	6.61% 542	100% 8,881	III 郡	4.60% 339	55.34% 4,077	36.57% 2,694	3.49% 257	100% 7,367
IV 郡	2.90% 278	58.00% 5,560	32.32% 3,098	6.78% 650	100% 9,586	IV 郡	5.64% 693	45.21% 5,555	44.49% 5,465	4.66% 572	100% 12,284
D 県	6% 2,453	51% 20,894	35% 14,368	7% 2,980	100% 40,740	協定	7.61% 308	49.98% 2,021	37.19% 1,504	5.22% 211	100% 4,044
I 郡	12.76% 1,016	36.45% 2,903	44.21% 3,521	6.58% 524	100% 7,965	Z 県	6% 2,447	49% 20,261	40% 16,493	5% 2,065	100% 41,297
II 郡	8.20% 676	36.70% 3,023	45.41% 3,741	9.69% 797	100% 8,238	I 郡	2.73% 480	61.73% 10,864	30.57% 5,380	4.97% 875	100% 17,600
III 郡	4.55% 311	43.07% 2,942	46.73% 3,192	5.65% 386	100% 6,830	II 郡	3.41% 376	66.24% 7,300	25.30% 2,788	5.05% 557	100% 11,021
IV 郡	7.03% 523	51.07% 3,798	33.69% 2,505	8.21% 610	100% 7,436	B 県	3% 856	63% 18,164	29% 8,168	5% 1,432	100% 28,621
L 県	8% 2,526	42% 12,666	43% 12,959	8% 2,317	100% 30,469	王国	6% 8,282	51% 71,985	37% 51,988	6% 8,794	100% 141,127

1877年の地租単位120以上農用地地租単位の調査結果と、それから導かれた数値は、既に前節の第7－第9表に表示し、主として騎士農場を検討した。以下では先ず農民地を中心に、これらの表を見よう。ベーメルトによれば、地租単位の（i）120－500単位は小規模保有、（ii）500－1,000は中規模保有、（iii）1,000－2,000は富裕な農民、（iv）2,000－10,000は騎士農場の大部分と富裕な農民の一部、（v）は大規模騎士農場である⁽²¹⁾。都市保有地を度外視するならば、（i）は小農、（ii）は中農、（iii）は大農、（iv）は中規模騎士農場と富農、（v）は大規模騎士農場と巨大農と見なしうであろう。

都市人口比率は王国で4割を超えていた（第10表）けれども、第7表において、都市保有地が地租単位合計に占める比率は、Z県シュヴァルツェンベルク郡の20%、同アナベルク郡の19%など（これは農耕市民の農用地であろう）を例外として、低かった。それは王国全体では5%に過ぎなかった。第4表では都市保有地が地租単位合計に占める比率は、王国で24%であったが、これは、宅地・家屋などを含む不動産全体についての数値であり、第7表は農用地のみの数値である。

第7表の郡地租単位合計の対王国合計比（b）は、第10表の面積の対王国合計比①よりも、L県で大きく、D県、Z県とB県で小さかった。（b）が①よりも大きい郡は、D県に1、Z県に3、B県に2、計6郡あり、L県の6郡は全てがそうであった。したがって、地力の高いL県は王国農業の中心地域であった。

農民地の平均地租単位（h）で、王国平均との比較（%）を見ると、L県は約120%であり、D県は100%を僅かに上回るが、Z県とB県は85－87%に過ぎなかった。100%を上回る郡は、D県とB県に各1、Z県に2、計4郡、それに、L県の6郡全てであった。農業生産の基軸を担う農民地に関しても、王国農業の中心地域としてのL県が示されていた。

第8表において、農民地数合計に占める小農（i）の比率は、Z県で最も高く（75%）、B県が僅かに低い74%、D県が69%で、60%のL県が最も低かった。中農（ii）の保有地数の比率は、L県で最も高く（28%）、D県、Z県とB県で20－22%であった。大農（iii）の比率はL県で最も高く（10%）、D県とB県がそれに次ぎ、

Z県が最も低かった（3％）。富農（iv）はD県とL県で2％を占めたが、Z県とB県では0.7％以下であった。（v）に属する巨大農は、L県に1農民地のみがあった。以上から、Z県は、（iii）と（iv）の比率が最も低く、（i）の比率が最も高かった。小農が優越していたわけである。L県は（i）の比率が最も低く、（ii）と（iii）が最も高かったのに対して、B県は（i）の比率がかなり高く、（ii）と（iii）が低かった。

騎士農場と都市保有地を加えた、各県各層の保有地数の比率は第9表左側に表示されている。それによれば、（i）と（iii）の大部分および（ii）の殆ど全てが農民地であった。（iv）の中で農民地はZ県とB県で低く、19％を占め、L県（52％）とD県（55％）では高かった。残りの81－45％は主として騎士農場で、特にZ県では75％に、B県では79％に達していた。（v）に占める騎士農場の比率は、D県とZ県で100％、L県で95％、B県で90％であった^{（22）}。したがって、（v）の大部分が騎士農場であった。なお、B県の残りの10％は市民ではなく、都市自治体（ツィタウなど）の大規模保有地であり、L県の残りの5％は巨大農と都市自治体（ライブツィヒなど）の大規模保有地であった。

農民地の地租単位合計に占める小農の比率は、第8表によればZ県が最も高く、52％を占め、B県45％、D県39％で、L県が最も低く、30％であった。中農の比率は比較的近似しており、31－36％であった。大農の比率はL県が最も高く、24％で、D県20％、B県17％、Z県が最も低く、10％であった。富農はD県とL県で10％を占め、B県4％、Z県2％であった。巨大農はL県で0.3％を占めた。以上から、Z県では、数においても圧倒的であった小農が過半を占め、大農と富農の比率は低かった。B県はZ県に近似的であった。それに対して、L県は、中農の地租単位合計が小農のそれを上回る、唯一の県であり、大農の地租単位合計比率も4県で最も高かった。大農と富農の王国合計に占めるL県の比率は44％と48％に達していた。D県はL県に近似的であった。

騎士農場と都市保有地を加えた、各県各層の地租単位合計の比率は第9表右側に表示されている。それによれば、（i）、（ii）と（iii）の殆ど全てが農民地であった。（iv）の中で農民地はB県で最も低く、11％に過ぎず、Z県でやや高く、13％で、L県とD県は比較的高かった（36－39％）。残りの86－57％は主として騎士農場で、それは特にZ県では81％、B県では86％に達していた。（v）に占める騎士農場の比率は、D県とZ県で100％、B県とL県で92－94％であった。したがって、（v）の大部分が騎士農場であった。なお、B県の残りの8％は都市自治体の大規模保有地で、L県の残りの5％は巨大農と都市自治体の大規模保有地であった。

第1節注

（注1）松尾2022.

（注2）Böhmert 1880, S. 197-200より計算.

（注3）（a）－（d）、（f）、（g）と都市保有地の地租単位合計比率〈％〉はBöhmert 1880, S. 189-190から引用・計算。Vgl. Langsdorff 1881, S. 38; Langsdorff 1883, S. 199-201; Langsdorff 1889, S. 52-53（ランクスドルフは税務区を郡、税務大区を県と見なしている。ただし、Langsdorff 1889は、本稿にとって最も重要な、農民地と騎士農場の郡別統計を示していない）。——原表の農村の保有地*ländliche Besitzungen*をバームルトは同時に農民の（*bäuerlich*）保有地あるいは農民地*Bauerngüter*とも記している。ランクスドルフもほぼ同じである。Böhmert 1880, S. 185, 208; Langsdorff 1881, S. 42; Langsdorff 1889, S. 53. そのために、以下ではこれを時に農民地と訳す。都市の（*städtisch*）保有地は、都市領域内の保有地から騎士農場を除いた部分、であり、*Stadtgüter*とも記されている。Böhmert 1880, S. 184-185, 208. 以下ではこれを都市保有地と訳す。ただし、王国について見ると、第1に、農民地数の97％は個人・家族の保有地（これが狭義の、あるいは、本来の、農民地であり、地租単位合計では広義の農民地のその96％を占めた）であったが、その2％は教会などに、1％は自治体に、保有されていた。第2に、都市保有地（数は4,000）の91％は個人・家族の保有地（市民保有地）であったけれども、その4％は教会などに、3％は（都市）自治体（129）に、保有されていた。そして、都市保有地の地租単位合計のうち、市民保有地は75％を、教会などの保有地は8％を、都市自治体の保有地は16％（保有地数の比率の5倍以上）を、占めていた。第3に、騎士農場の96％は個人・家族の保有地であった（これは騎士農場の地租単位合計の94％を占めた）が、その2％は教会などに、2％は自治体（都市自治体15、地租単位合計でも2％）に、保有されていた。Böhmert 1880, S. 208より。自治体（都市・農村）の保有地が郡の地租単位合計に占める比率は、王国では3％に達しなかったけれども、諸郡の中でツィタウ（保有地数28）において最も高く、

10%に近かった（地租単位合計から見れば、郡の比率で王国第4位のライプツィヒ郡が第1位で、ツィタウは第2位）。なお、都市保有地が郡の地租単位合計に占める比率は、ツィタウ（保有地数117）で6%であった。王国で5%である同比率が、6%以上の郡はZ県に5など、王国に12あった。Böhmert 1880, S. 190-191. Vgl. Langsdorff 1881, S. 38-39. このツィタウ郡の自治体保有地の中に、また、B県所在の地租単位10,000以上の都市保有地3の中に、ツィタウ市の市有地が含まれていたであろう。Vgl. 松尾 2021 (3), S. 51.

(注4) Böhmert 1880, S. 183, 184, 188, 205. Vgl. 本稿第7表, 第8表.

(注5) Böhmert 1880, S. 186. ———ペーメルトは1875年から20年間、統計局長であった。Pfütze 1931, S. 7.

(注6) Böhmert 1880, S. 206-207より.

(注7) Böhmert 1880, S. 187.

(注8) ランクスドルフについて, vgl. 松尾 1990, S. 269.

(注9) (1) - (5), (a) と (d) はLangsdorff 1889, S. 50より引用ないし計算 (vgl. Langsdorff 1883, S. 197). (f) と (g) はSHB 1882/83, S. 376-382から, (h) はBevölkerung 1880, S. 34-35, 78-79, 124-125, 166-169から, 計算. 第7表でツヴィカウ税務区に含まれていたシェンブルク家協定所領が, 郡制度に編入され, 1878年郡域変更令第1条 (GS 1878, S. 509) によってその主要部分からグラウヒャウ郡が編成された. 第10表は新制度に基づいている. Vgl. 松尾 1990, S. 40, 第13表, S. 41, 第14表.

(注10) 趙 1990, S. 104. ———ザクセンは村落定住様式の地域である (Kötzschke 1953, S. 192-198; Blaschke 1967, S. 142) が, その村域は広狭さまざまで, 最小は50ha以下から最大は1,000ha近くに達した (Kötzschke 1953, S. 203-204. ただし, HOSとクンツェはラウジツ農村麻織物工業地帯のザイフヘナースドルフ村1,900ha [あるいは1,944ha], ライヒェナウ村1,880ha, のような巨大な村域を挙げている. HOS, S. 473, 478; Kunze 1961, S. 167. Vgl. 馬場 1993, S. 199). 村域の広狭も考慮されるべきであろう.

第2節注

(注1) 松尾 2020, S. 91, 93.

(注2) Viehzählung 1861, S. 90-96.

(注3) Langsdorff 1876, S. 57より.

(注4) 王国の農民の中に (8) はいなかった. (7) としてはD県に25人, L県に12人, Z県に17人, B県に3人, 合計57人がいた.

(6) は合計587人いた. Viehbesitz 1856, S. 28; 第5表 (ii).

(注5) Viehbesitz 1856, S. 29.

(注6) ロイニンクについて, vgl. 松尾 1990, S. 269.

(注7) Reuning 1856, S. 22.

(注8) 家畜所有者137,898人は王国で, 土地2,093,076アッカーを保有していた. その中で, 土地非保有者を含む土地3アッカー以下の家畜所有者は66,878人で, 総数の48%に当たるが, その保有地は51,680アッカー (保有地全体の2.5%) に過ぎなかった. Viehstand 1857, S. 6-7より. Vgl. Grundbesitz 1855, S. 25; Viehbesitz 1856, S. 100, 110; Langsdorff 1883, S. 196; Langsdorff 1889, S. 48-49.

(注9) Langsdorff 1883, S. 195; Langsdorff 1889, S. 47-48. Vgl. Reuning 1856, S. 26; Reuning 1865, S. 28. ———馬, 牡牛と羊の所有が小屋所有者・園地農と本来の農民・農業者の境界である. Viehbesitz 1856, S. 18. この記述には, 馬について「農耕用の」の限定を追加する必要があるだろう. また, 羊については, 境界は, 少数頭の羊を飼養する農村住民と, 多数頭を飼養する騎士農場の間にあるであろう.

第1に, 馬と牡牛について, 1853年家畜調査において王国で1村当たり馬が22.1頭, 牛類が167.6頭で, 1騎士農場当たり馬が8.3頭, 牛類が48.3頭であった. Viehzucht 1855, S. 182. 第5表の区分 (1) 土地非保有者, (2) 3アッカー以下と (3) 3-10アッカーの合計, 8,508人 (馬所有者総数36,701の23%①) は馬17,548頭 (総頭数の18%②) を所有していた. Viehstand 1857, S. 6より. 上記3階層1人当たりの所有頭数は2.1頭③となり. 全ての馬所有者1人当たりでは2.5頭となる. ①も②も③も大きすぎる, と考えられる. ところで, 1853年調査で, 軍馬を加えた馬総頭数は91,299+3,571=94,870頭であり, 農耕馬が71,664頭 (76%), 運送業用が9,164頭 (10%) であり, 4,999頭 (5%) が私用に使役され, 3,571頭が軍馬 (4%) で, 5,472頭 (6%) が仔馬であった. Viehzucht 1855, S. 176より. 運送業用の馬の総数は, 上記3階層の所有する馬の5割余りに過ぎなかった. 上記3階層の所有する馬が, 上記9,164頭の一部として運送業に用いられたとして, それ以外の馬がどのような分野で使役されたか, は問題である. そればかりではない. 同調査によれば, 都市の馬のうち5,173頭が運送業用, 4,900頭が農耕用, 2,752頭が私用に利用された. Viehzucht 1855, S. 176より. それに対して, 都市の非土地保有者2,118人は6,489頭 (1人当たり3.1頭) の馬を所有していた. Viehstand 1857, S. 4. この馬だけで都市の運送業用の馬の上記頭数を上回った. これらの馬を所有する非土地保有者が, 運送業に用いない馬を, 農耕用に, あるいは, 私的に, 利用した, とは考えられない. 彼らは, 土地を保有していなかったからであり, 私的に (自家用馬車に) 利用するほどには富裕でなかったであろうからである.

20 [30] 年後の1873 [1883] 年家畜調査によれば, 馬115,792 [126,886] 頭の中で76,462 [82,263] 頭 (66% [65%]) は農耕用に, 23,568頭 (20%) は工業・運送業に, 3,931頭 (3%) は自家用馬車など (53年統計の「私用」であろう) に, [29,488頭 (23%) は「その他」に], 使用され, 5,765 [6,044] 頭 (5% [5%]) は軍馬で, 5,905 [8,935] 頭 (5% [7%]) は仔馬であった. [] は1883年の数値である. また, 牡牛, 牝牛と, 農耕に利用される牝牛 [19%, 1883年調査では不明], の頭数も判明する. Viehzählung 1873, S. 246-247; Viehzählung 1883, S. 121. Vgl. Langsdorff 1876, S. 159; Langsdorff 1881, S. 218.

1853年から73年までの20年間に馬の総頭数は62%増加した。農耕馬は実数では7%増加したけれども、比率では10%低下した。53年の運送業用の馬を73年の工業・運送業用の馬と単純に比較すると、それは実数で2.6倍に増加し、比率では10%上昇した。73年の自家用馬車などの馬は53年の私用の馬よりも実数で79%に減少し、比率で2%低下した。馬総頭数の増加は主として工業・運送業用の馬の増加によるものであった。1873年から83年までの10年間に馬の総頭数は10%増加した。農耕馬は実数では8%増加したが、比率では1%低下した。それに対して、牝牛は27%減少した。Viehählung 1883, S. 121-122. ランクスドルフによれば、この変化は主として馬力による農業機械の一定程度の普及に基づいていた。Langsdorff 1888, S. 522, 525.

しかし、1873 [1883] 年調査では、家畜種別の所有者数も所有者諸階層の大型家畜所有頭数分布も明らかではない。この問題は1882年農業経営調査によって初めて明らかとなった。それによれば、全農業経営の77%が、大型にせよ小型にせよ、家畜を所有していた。その中で、農耕用大型家畜を所有する経営数（率にして40%）とその所有頭数についてまとめたものが付表Ⅰである（Böhmert 1882, S. 215-216. Vgl. Langsdorff 1888, S. 520, 523）。農耕用の①馬のみ、あるいは、②牝牛のみ、あるいは、③馬と牝牛、あるいは、④牝牛と牝牛、を「馬・牝牛など」と略記すると、同表で、(a)は、「馬・牝牛など」(①-④)を所有する経営、(b)は、農耕用の牝牛のみを所有する経営、(1)は、所有する馬頭数、(2)は牝牛頭数、(3)は牝牛頭数である。[%]は対王国合計比、<%>は対同階層合計比である。付表Ⅰによれば、農耕用大型家畜を所有する経営は、5アール (Ar) までの経営ではゼロであり、5-20Arの経営に初めて現れるが、その数は対同階層合計比でゼロであった。20Ar-1haの経営の2%は牝牛のみを所有し、その頭数は対王国合計比で2%に過ぎなかった。1-2haの経営の3%は「馬・牝牛など」を所有するけれども、その所有する馬と牝牛は対王国合計比0.6%と0.2%にとどまった。そして、「馬・牝牛など」を所有する経営の9倍近く(26%)が牝牛(対王国合計比11%)のみを所有していた。2-5haの経営の13%は「馬・牝牛など」を所有し、その馬と牝牛は対王国合計比で4%と3%を占めた。また、「馬・牝牛など」を所有する経営の5倍以上(67%)が牝牛(対王国合計比54%)のみを所有し、所有する牝牛の頭数は馬の13倍を超えていた。5-10haの経営に至って初めて、「馬・牝牛など」を所有する経営数が、牝牛のみを所有する経営数のほぼ2倍となった。その所有する馬、牝牛と牝牛は、対王国合計比で12%、20%と27%であった。しかし、この層でも、頭数で見ると、牝牛頭数は牝牛の約4倍、馬の2倍以上であった。10ha以上の経営ではほぼ全てが「馬・牝牛など」を所有し、その所有する馬と牝牛は、対王国合計比の合計で、83%と76%であり、牝牛頭数は激減して、6%であった。

概観すると、1-5ha層は「馬・牝牛など」の所有者の10%を、農耕用牝牛のみの所有者の77%を占め、農耕馬の5%、牝牛の3%と牝牛の65%を所有していた。5-50ha層は「馬・牝牛など」の所有者の86%を占め、その所有頭数は馬の79%、牝牛の76%、牝牛の33%を占めた。さらに、「馬・牝牛など」の所有者の2%を占めるに過ぎない100ha以上層は、馬の10%と牝牛の17%を所有していた。これらの数値によって、農耕馬と牝牛の所有が小屋所有者・園地農（5ha以下層）と本来の

付表Ⅰ 農耕用家畜を所有する農業経営とその所有頭数（王国、1882年）

保有面積	農業経営数	(a)	(b)	(1)	(2)	(3)	(A)	(B)
0-2Ar	4,706 [2%] <100%>							11 [0.5%]
2-5Ar	8,890 [5%] <100%>							18 [0.8%]
5-20Ar	25,167 [13%] <100%>	1 [0%] < 0%>	8 [0%] < 0%>		1 [0%]	11 [0%]	3 [0%] < 0%>	65 [3%]
20Ar-1ha	56,020 [29%] <100%>	31 [0%] < 0%>	1,182 [4%] < 2%>	16 [0%]	19 [0%]	1,639 [2%]	40 [0.1%] < 0%>	383 [18%]
1-2ha	21,464 [11%] <100%>	540 [1%] < 3%>	5,535 [17%] <26%>	505 [0.6%]	70 [0.2%]	9,997 [11%]	552 [1%] < 3%>	385 [18%]
2-5ha	29,881 [15%] <100%>	3,924 [9%] < 13%>	19,919 [60%] <67%>	3,561 [4%]	847 [3%]	46,685 [54%]	3,407 [9%] <11%>	577 [27%]
5-10ha	17,826 [9%] <100%>	11,189 [25%] < 63%>	6,108 [18%] <34%>	10,429 [12%]	5,742 [20%]	23,806 [27%]	8,299 [22%] <47%>	344 [16%]
10-20ha	18,437 [10%] <100%>	18,016 [41%] < 98%>	283 [0.9%] < 2%>	28,703 [34%]	11,795 [40%]	4,477 [5%]	14,947 [40%] <81%>	250 [12%]
20-50ha	8,966 [5%] <100%>	8,926 [20%] <100%>	6 [0%] < 0%>	27,558 [33%]	4,685 [16%]	491 [0.6%]	8,680 [23%] <97%>	91 [4%]
50-100ha	806 [0.4%] <100%>	799 [2%] < 99%>	1 [0%] < 0.1%>	5,201 [6%]	995 [3%]	11 [0%]	790 [2%] <98%>	5 [0.2%]
100ha以上	758 [0.4%] <100%>	756 [2%] <100%>		8,625 [10%]	5,100 [17%]		754 [2%] <99%>	5 [0.2%]
王国	192,921 [100%] <100%>	44,182 [100%] < 23%>	33,043 [100%] <17%>	84,598 [100%]	29,254 [100%]	87,117 [100%]	37,472 [100%] <19%>	2,134 [100%]

農民・農業者（5ha以上層）の境界である、とほぼ証明されよう。ランクスドルフによれば、農耕用牝牛の所有の第1位が2-5haの経営で、第2位が5-10ha、第3位が1-2ha、の経営であるのは、これらの経営は、その農業のために通年ではなく、農繁期だけに、連畜作業（牝牛耕）を必要とするからである。Langsdorff 1888, S. 523. その場合、5-10ha層の下層、34%が農耕を牝牛に依存した、と考えられる。

さらに、付表I (A) は、農耕用に限らず、馬を所有する農業経営を示す。馬を所有する経営の中で、5ha以下層は総数の10%強に過ぎなかった（したがって、10アッカー以下の土地保有者合計が馬所有者総数の23%、という1853年の数値の1/2以下）。しかし、所有頭数は明らかではない。また、(B) は、農業とともに運送業（宿駅を含む）を営む経営を示す。(A) と (B) によれば、農用地1ha以下の運送業者は大部分が馬を所有していなかった。農用地1ha以上の運送業者の数がようやく、馬を所有する農業経営の数を下回った。さらに、同年の職業調査によれば、運送業に関連する経営数は、宿駅・乗用馬車・市街鉄道992人（うち、自立的農業者84人）、貨物輸送・荷馬車1,776人（うち、自立的農業者693人）であった。Böhmert 1886, S. 74-77. 両種の運送業者は、合計して、2,768人（うち、自立的農業者777人）となる。付表I (B) によれば、農業とともに運送業（宿駅を含む）を営む経営は2,134であった。これは上記運送業者合計人数の77%に当たり、その中の28%が自立的農業者で、49%が副業的に農業を営んでいたことになる（残りの23%は農業と無関係）。なお、①付表I (B) によれば、5ha以上の運送業者は685人であるから、2-5haの577人中の上層92人（16%）が自立的農業者（合計777人）と見なされたわけである。②1883年調査によって工業・運送業と自家用馬車などに用いられた、とされる29,488頭を全て運送業用と推定すると、1運送業者当たりの馬の頭数は、10.7頭となる。

しかし、馬所有者の中で10アッカー以下の土地保有者合計が総人数の23%を占め、その所有する馬が総頭数の18%に達する、との1853年統計における問題点は解消しない。1882年の統計は農業経営統計であり、土地保有者諸階層の馬と農耕馬の所有頭数分布、および、馬を所有する農業経営の中で、5ha以下層の占める比率、10%強、が明らかになったとしても、総頭数の中で、1873年に工業・運送業に使用された20%、および、1883年に「その他」（農耕馬、軍馬、仔馬以外）に使用された23%、の馬の分布が不明であるからである。

第2に、羊について、1853年に羊数は1村当たり47頭、1騎士農場当たり322頭であった。Viehzeit 1855, S. 182. また、羊所有者は合計3,965人（家畜所有者合計の3%）、羊総頭数は483,219頭で、1人当たり121頭であった。農村で見ると、羊所有者は2,878人（農村の家畜所有者合計の2%）で、149,782頭（総頭数の31%、1人当たり52頭）を所有していた。土地保有規模から見ると、40アッカー以下層は1,081人で、農村の羊所有者数の38%を占め、16,755頭（総頭数の3%、1人当たり15頭）を所有していた。40-200アッカー層は1,707人で、農村の羊所有者の59%を占め、111,126頭（総頭数の23%、1人当たり65頭）を所有していた。200アッカー以上層は90人で、農村の羊所有者の3%を占め、21,901頭（総頭数の5%、1人当たり243頭）を所有していた。農村では、羊所有者は家畜所有者の2%に過ぎず、その中の4割弱（農村の家畜所有者の0.9%）は1人当たり15頭を、6割弱（同1%）は65頭を、3%（同0%）だけが243頭を、所有していた。したがって、大部分の農村住民にとって羊飼養は大きな意味を持っていなかった。それに対して、騎士農場は羊所有者総数の19%を占めるに過ぎないけれども、その数は、家畜を所有する騎士農場の69%に及んでおり、その所有頭数は羊総頭数の67%（1騎士農場当たり434頭）に達していた。王国全体で見ると、40アッカー以下層は羊所有者数の31%を占め、200アッカー以上層は16%に過ぎないが、前者は総頭数の5%（1人当たり16頭）を所有していただけであり、後者の所有頭数は全体の62%（1人当たり464頭）に達していた。Viehstand 1857, S. 5, 7, 9より。1882年調査で見ると、羊所有者、総数2,463人（家畜所有者総数の2%で、実数は1853年の62%に減少）の中で20ha以下層は57%を、100ha以上層は16%を占めた。羊総頭数は170,056（1853年の35%に減少）で、20ha以下層は総頭数の2%（1人当たり3頭）のみを所有し、100ha以上層は83%（1人当たり351頭）を所有していた。Böhmert 1882, S. 215-216より。30年間に大土地保有層への羊飼養頭数の集中が進行していたが、この層でも、牧羊業の衰退の中で1人当たり頭数は減少していた。なお、1883年調査では羊総頭数は149,037（1853年の31%に減少）とされている。Viehzählung 1883, S. 123.

(注10) Reuning 1856, S. 26. ロイニクに従えば、第5表の3アッカー以下土地保有者（2）の相当部分が、そして、土地非保有者（1）の相当部分が、小屋所有者であったろう。——それ以外の土地保有者分類として、ケチュケは2ha以下を零細所有者、2-5haを小農、6-26haを中農（上中下を一括）、27-45haを大農、としている（Kötzschke 1953, S. 175）。また、ツァイゼは土地保有者を1.5-5、5-25、25-50ha、50ha以上、に4区分し（Zeise 1965, S. 23-24; Zeise 1968, S. 240-244）、R. グローヌは1.5-5、5-20、20-100ha、100ha以上、に4区分している（Groß 1967, S. 20; Groß 1968, S. 149）。さらに、E. ハルトシュトックは、騎士農場を除く土地保有者を6階層に区分している。すなわち、1ha以下の土地保有者は農業労働者、1-5ha層は地片農（Parzellenbauer）、5-10ha層は小農、10-20ha層は中農、20-50ha層は大農下層、50ha以上層は大農上層である（Hartstock 1963, S. 59-60）。H. ツヴァールは2ha以下の地片農あるいは半プロ、2-5haの小農、5-10haの中農、10-20haの大農あるいは農民ブルジョアジー、20ha以上の農業資本家に区分し（Zwahr 1961, S. 40, 45, 49, 53）、J. ショウトもほぼ同じで、2ha以下の半農・半プロ、2-5haの小農、5-10haの中農、10-20haの大農（農業資本家の最下層）、20-100haの農業資本家、100ha以上の大規模農業資本家に区分している（Solta 1968, S. 84-85）。——なお、グローヌは次のように記している。1853年に1.5-5haの小農は王国で農業経営総数の36.67%を、L県で28.36%を、B県で49.36%を、また、100haの大土地保有者は王国で1.17%を、L県で1.43%を、B県で1.72%を占め、それに対して、5-100haの中農・大農の合計比率は王国で62.16%を、L県で70.21%を、B県で48.92%を占めた。このように、B県では小農と大土地保有者の占める比率が王国とL県を超え、中農・大農のそれが王国とL県を下回った。その原因はかつてのラウジツの農場領主制に求められる。Groß 1967, S. 20; Groß 1968, S. 149.

- (注11) Köttschke 1953, S. 175. Vgl. 松尾 2001, S. 21.
 (注12) Blaschke 1967, S. 186; Groß 1968, S. 35; Moll 1988, S. 162. Vgl. 松尾 1990, S. 50.
 (注13) Engel 1853, S. 112.
 (注14) Zeise 1965, S. 30; Zeise 1968, S. 244.
 (注15) Langsdorff 1883, S. 195; Langsdorff 1889, S. 48より.
 (注16) Langsdorff 1883, S. 195-196; Langsdorff 1889, S. 48-49.
 (注17) Langsdorff 1883, S. 195; Langsdorff 1889, S. 48.
 (注18) Langsdorff 1889, S. 49.
 (注19) Langsdorff 1883, S. 196. なお, Langsdorff 1889, S. 49では22.93%とされており, これでは同層の4県合計が100%にならない.
 (注20) Viehzählung 1858, S. 86, 88, 90, 92, 94, 96, 98, 100, 112より.
 (注21) Böhmert 1880, S. 187.
 (注22) (iv) の王国合計1,341の中には騎士農場711 (53%) の他に, (iv) の中の中下層, 2,000-7,000地租単位の農耕地570 (43%, 農耕地総数の1.2%) が含まれており, それらはD県に225 (7,000単位以下), L県に262 (7,000単位以下), Z県に37 (6,000単位以下), B県に46 (5,000単位以下) あった. その中の6,000-7,000地租単位は6 (D県に2, L県に4) のみであった. (v) の王国合計130の中には, 大規模騎士農場124 (95%) の他に農耕地1が含まれていた. それは, 農耕地の中で飛び抜けて最大規模の農民 (23,000単位, L県所在の巨大農 [22,000-23,000単位の保有地が4あるライプツィヒ郡か, 2あるグリマ郡かは不明]) であった. なお, 都市保有地の81-89%が(i)であり, 都市保有地の地租単位合計の41-63%が(i)に帰属したが, (iv) 60 (都市保有地総数の1.5%) と(v) 5 (同0.1%) もあった. (v) の5は10,000-20,000のもの4 (L県に1 [11,000単位], B県に3 [11,000, 12,000と18,000単位]) と, 飛び抜けて最大規模の1 (41,000単位, L県ライプツィヒ郡所在) であった. Böhmert 1880, S. 194, 197-199, 204-207. Vgl. Langsdorff 1881, S. 37-38; Langsdorff 1883, S. 203; Langsdorff 1889, S. 53. 上記B県の3の中の1はツィタウ市の, 最大規模の1はライプツィヒ市の, 保有地であろう。

追加引用法令 (Vgl. 松尾 2022)

1878年郡域変更令 = Verordnung, einige Veränderungen in der Abgrenzung in der amthauptmannschaftlichen Verwaltungsbezirke betr., vom 20. 11. 1878, in: *GS 1878*.

追加文献目録 (Vgl. 松尾 2022)

- Bevölkerung 1880 = Victor Böhmert, "Bericht über die Volkszählung vom 1. 12. 1880", in: *St. Zeitschrift*, Bd. 27, 1881.
 Blaschke 1967 = Karlheinz Blaschke, *Bevölkerungsgeschichte von Sachsen bis zur industriellen Revolution*, Weimar.
 Böhmert 1882 = —, "Die landwirtschaftlichen Betriebe im Königreiche Sachsen nach der Berufszählung vom 5. 6. 1882", *St. Zeitschrift*, Bd. 30, 1884.
 Böhmert 1886 = —, "Die Ergebnisse der sächsischen Berufszählung vom 5. 6. 1882", in: *St. Zeitschrift*, Bd. 32, Supplementheft 1.
 Groß 1967 = Reiner Groß, "Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen und die sächsische Oberlausitz", in: *Létopis*, B, Bd. 14.
 Hartstock 1963 = Erhard Hartstock, "Zur sozialen Struktur und Lage der Dorfbevölkerung in den Amtshauptmannschaften Bautzen und Kamenz (1840-1848)", in: *Létopis*, B, Bd. 10.
 HOS = *Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen*, Leipzig 1957.
 Köttschke 1953 = Rudolf Köttschke, *Ländliche Siedlung und Agrarwesen in Sachsen*, Remagen.
 Kunze 1961 = Arno Kunze, "Vom Bauernhof zum Weberdorf. Zur sozialen und wirtschaftlichen Struktur der Waldhufendörfer der südlichen Oberlausitz im 16., 17. und 18. Jahrhundert", in: Martin Reuther (Hrsg.), *Oberlausitzer Forschungen. Beiträge zur Landesgeschichte*, Leipzig.
 Langsdorff 1876 = Karl von Langsdorff, *Die Landwirtschaft im Königreich Sachsen und ihre Entwicklung bis Ende 1875*, Dresden.
 Langsdorff 1881 = —, *Die Landwirtschaft im Königreich Sachsen und ihre Entwicklung in den Jahren 1876 bis einschl. 1879*, Dresden.
 Létopis = *Létopis. Jahresschrift des Instituts für sorbische Volksforschung*.
 Moll 1988 = Georg Moll, *Preußischer Weg und bürgerliche Umwälzung in Deutschland*, Weimar.
 Pfütze 1931 = Arno Pfütze, *Die Entwicklung der amtlichen Landesstatistik in Sachsen. Zum 100jährigen Bestehen der statistischen Landeszentrale Sachsens 1831-1931*, Dresden [1931].
 SHB 1882/83 = *Staatshandbuch für das Königreich Sachsen 1882/83*, hrsg. vom Statistischen Bureau im Ministerium des Innern.
 Solta 1968 = Jan Solta, *Die Bauern der Lausitz: Eine Untersuchung des Differenzierungsprozesses der Bauernschaft im Kapitalismus*, Bautzen.
 Viehstand 1857 = "Der Viehstand auf dem großen und kleinen Grundbesitz im Königreiche Sachsen. Ein Beitrag zur Beantwortung der Frage: Ist die Großcultur oder Kleincultur dem Staate nützlicher?", in: *St. Zeitschrift*, Bd. 3.
 Viehzählung 1858 = "Die Hauptresultate der Viehzählung im Königreiche Sachsen am 3. 12. 1855 und 1858", in: *St. Zeitschrift*, Bd. 4, 1858.
 Viehzählung 1873 = "Bericht über Viehzählung im Königreiche Sachsen am 10. 1. 1873", in: *St. Zeitschrift*, Bd. 19, 1873.
 Viehzählung 1883 = "Die sächsische Viehzählungen von 1834-1883", in: *St. Zeitschrift*, Bd. 30, 1884.

Viehzucht 1855 = “Die Statistik der Viehzucht und die Hauptresultate der Viehzählungen im Königreiche Sachsen in den Jahren 1834, 1837, 1840, 1847, 1850 und 1853”, in: *St. Zeitschrift*, Bd. 1, 1855.

Zeise 1968 = Roland Zeise, “Zur sozialen Struktur und zur Lage der Volksmassen auf dem Lande am Vorabend der Revolution von 1848/49 in Sachsen”, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 9, Teil 1.

Zwahr 1961 = Hartmut Zwahr, “Über Agrarstruktur und bäuerliche Klassenverhältnisse in den Kreisen Bautzen und Kamenz (1882 – 1914)”, in: *Létopis*, B, Bd. 8.

趙 1990 = 趙容來, 「オーバーラウジッツにおけるグーツヘルシャフトの構造的変化」, 寺尾誠編, 『温故知新：歴史・思想・社会論集』, 慶應通信.

馬場 1993 = 馬場哲, 『ドイツ農村工業史. プロト工業化・地域・世界市場』, 東京大学出版会.

松尾 2020 = 松尾展成, 「ザクセン農村人口史覚書」, 『岡大雑誌』, 51巻2・3号.

松尾 2022 = —, 「19世紀中葉のザクセンにおける騎士農場」, 『岡大雑誌』, 53巻3号.